



茨城県

# 茨城県私立学校事務の手引き

令和3年3月

茨城県総務部総務課私学振興室



# 目次

## 1 私立学校関係の事務手続きについて

- 手続等目的別様式早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 設置認可等に関するスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 2 私立学校に係る学校教育法関係の諸手続きについて

- 私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則・・・・・・・・・・ 10
  - ・様式第1号「学校（専修学校，各種学校）設置認可申請書」・・・・・・ 13
  - ・様式第2号「学校（専修学校，各種学校）廃止認可申請書」・・・・・・ 16
  - ・様式第3号「学校（専修学校，各種学校）設置者変更認可申請書」・・・・ 17
  - ・様式第4号「全日制（定時制，通信制）課程設置認可申請書」・・・・・・ 18
  - ・様式第5号「全日制（定時制，通信制）課程廃止認可申請書」・・・・・・ 19
  - ・様式第5号の2「学科設置認可申請書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - ・様式第5号の3「学科廃止認可申請書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - ・様式第5号の4「収容定員に係る学則変更認可申請書」・・・・・・ 22
  - ・様式第5号の5「広域の通信制の課程に係る学則変更認可申請書」・・・・ 23
  - ・様式第6号「目的変更届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - ・様式第7号「名称変更届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - ・様式第8号「位置変更届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - ・様式第9号「学則変更届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
  - ・様式第10号「経費の見積り及び維持方法変更届」・・・・・・ 28
  - ・様式第11号「専攻科（別科）設置届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - ・様式第12号「専攻科（別科）廃止届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  - ・様式第13号「土地権利取得（処分，現状変更）届」・・・・・・ 31
  - ・様式第14号「建物権利取得（処分，現状変更）届」・・・・・・ 32
  - ・様式第17号「校長決定届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
  - ・様式第19号「専修学校課程設置認可申請書」・・・・・・ 34
  - ・様式第20号「専修学校課程廃止認可申請書」・・・・・・ 35
  - ・様式第21号「専修学校目的変更認可申請書」・・・・・・ 36
  - ・様式第22号「専修学校学科設置に係る学則変更届」・・・・・・ 37
  - ・様式第23号「専修学校学科廃止に係る学則変更届」・・・・・・ 38

## 3 私立学校の設置認可等に関する手続きについて

- 私立学校の設置等の認可申請手続に関する要項・・・・・・・・・・ 40
  - ・様式第1号「学校（専修学校，各種学校）設置計画承認申請書」・・・・ 42

## 4 私立幼稚園等関係規定・通知

- 私立幼稚園設置に関する要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 幼稚園設置基準（国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 既設幼稚園の学校法人化認可取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 既設幼稚園の位置移転等に係る取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

**【参考】 認定こども園関係規程**

- 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
- 茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
- 茨城県幼稚園型認定こども園等の認定要件に関する条例第7条第1号，第8条第1号，第9条第1号及び第10条第5号に基づき設備等基準を参酌して知事が別に定める基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
- 茨城県就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

**5 私立高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校及び小学校関係規定・通知**

- 私立学校設置認可の基準等に関する要項・・・・・・・・・・・・・・・・119
- 私立高等学校通信制課程設置及び運営等に関する要項・・・・・・・・123
- 高等学校設置基準（国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
- 中学校設置基準（国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
- 小学校設置基準（国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
- 高等学校通信教育規程（国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136

**【参考】 いじめ・体罰対応関係**

- 「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（国通知，抜粋）・・・・139
- 私立学校における重大事態対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・141
- 体罰の発生防止の徹底等について（通知）・・・・・・・・・・・・152
- 体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）・・・・・・・・・・・・153
- 体罰事案報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171

**6 私立専修学校・各種学校関係規定・通知**

- 茨城県私立専修学校の設置に関する要項・・・・・・・・・・・・・・・・173
- 茨城県私立各種学校に関する要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
- 専修学校設置基準（国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
- 各種学校規程（国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・194
- 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（国通知）・・・・197
- 専修学校及び各種学校における留学生の受入及び在籍者管理の徹底について（通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207
- 留学生受入れ申出書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212
- 留学生受入れに係る定期報告書（様式2）・・・・・・・・・・・・214

## 7 学校法人関係

○学校法人の寄付行為の認可審査基準等に関する要項	218
・法人様式第1号「学校法人寄付行為認可申請書」	222
・法人様式第2号「学校法人寄付行為変更認可申請書」	224
・法人様式第3号「学校法人解散認可（認定）申請書」	228
・法人様式第4号「学校法人合併認可申請書」	229
・法人様式第5号「組織変更に係る寄付行為変更認可申請書」	231
・法人様式第6号「学校法人寄付行為変更届」	233
・法人様式第7号「学校法人解散届」	234
・法人様式第8号「清算中に就職した清算人届」	235
・法人様式第9号「清算終了届」	236
・法人様式第10号「登記完了届」	237
・法人様式第11号「役員変更届」	238
・法人様式第12号「仮理事選任申請書」	239
・別添様式1 「学校法人の概要」	240
・別添様式2 「財産目録」	241
・別添様式3 「寄付申込書」	247
・別添様式4 「預貯金等証明総括表」	248
・別添様式5 「事業計画書」	249
・別添様式6 「資金収支決算書」	251
・別添様式7 「学校設置に要する経費・支払計画調書」	253
・別添様式8 「学校設置経費財源調達調書」	254
・別添様式9 「学校開設年度の経常的経費準備金財源調達調書」	255
・別添様式10 「負債償還計画表」	256
・別添様式11 「生徒納付金等調書」	257
・別添様式12 「設立代表者の権限証明書」	258
・別添様式13 「役員及び評議員名簿」	259
・別添様式14 「就任承諾書」	260
・別添様式15 「学校教育法第9条各号に該当しない者であること の誓約書」	261
・別添様式16 「(役員のうち親族不存在についての) 宣誓書」	262
・別添様式17 「(監事が兼職していない旨の) 宣誓書」	263
・別添様式18 「学校法人の事務組織」	264
・別添様式19 「寄付行為の変更条項」	265
・別添様式20 「寄付行為の変更部分新旧比較対照表」	266
・別添様式21 「現金保有証明書」	267
・別添様式22 「(役員の) 新旧対照表」	268
・別添様式23 「辞任届」	271
・別添様式24 「(仮理事選任手続の際の) 理事名簿」	272

○学校法人の標準的な寄付行為作成例	273
○茨城県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類	281
○監査報告に係る告示	282

## 8 その他の様式集

○各種申請	
・校地・校舎等証明申請書	285
・特定公益増進法人証明申請書	286
・学校法人に関する証明書	288
・卒業証明書, 成績証明書	289
・学則証明申請書	291
・生徒等旅客運賃割引証交付申請書	292
○各種報告・届出	
・事故報告書	294
・自然災害(台風, 地震, 降雪等)による被害状況報告書	295
・インフルエンザ報告書	296
・海外修学旅行届	297

## 9 茨城県私立学校審議会関係規定

○茨城県私立学校審議会の委員の定数	301
○茨城県私立学校審議会運営規則	301

# 1 私立学校関係の事務手続きについて

## ○手続等目的別様式早見表

### 1 学校を設置しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
共通	(手続要項)様式第1号 学校設置計画承認申請書	小・中・義務・高・中等 開設年度の前々年度の7月末日 幼・幼保連携・専各 開設年度の前々年度の1月末日	3 P42
	(細則)様式第1号 学校設置認可申請書	開設年度の 前年度の7月末日	2 P13
学校法人設立を併せて行う場合	法人様式第1号 学校法人寄付行為認可申請書	開設年度の 前年度の7月末日	7 P222
既設学校法人が新たに 学校を設立する場合	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (学校等の設置に係る添付書類)	開設年度の 前年度の7月末日	7 P224
専各のみを設置する法人が新たに小・中・義務・高・中等・幼稚園・幼保連携を設置する場合	法人様式第5号 組織変更に係る寄付行為変更認可申請書	開設年度の 前年度の7月末日	7 P231

### 2 学校の設置者を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期(※)	頁
共通	(細則)様式第3号 学校設置者変更認可申請書	随時	2 P17
学校法人設立を併せて行う場合	法人様式第1号 学校法人寄付行為認可申請書	随時	7 P222
既設学校法人が新たな 設置者となる場合	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (学校等の設置に係る添付書類)	随時	7 P224
旧設置法人が解散する場合	法人様式第3号 学校法人解散認可申請書	随時	7 P228
学校法人の合併を伴う場合	法人様式第4号 学校法人合併認可申請書	随時	7 P229

※ 随時受け付けているが、私立学校審議会の開催時期に留意して提出すること

### 3 学校を廃止しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期(※)	頁
共通	(細則)様式第2号 学校廃止認可申請書	随時	2 P16
学校法人の解散を伴う場合で通常の解散認可手続による場合	法人様式第3号 学校法人解散認可申請書	随時	7 P228
学校法人の解散を伴う場合で破産手続の開始による場合	法人様式第7号 学校法人解散届	随時	7 P234
複数校有する法人が一つの学校を廃止する場合	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (学校等の廃止に係る添付書類)	随時	7 P224

※ 随時受け付けているが、私立学校審議会の開催時期に留意して提出すること

#### 4 高等学校の課程を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
共通	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (学校等の設置に係る添付書類)	設置年度の 前年度の7月末日	7 P224
課程を設置する場合	(細則)様式第4号 全日制(定時制、通信制)課程設置認可申請書	設置年度の 前年度の7月末日	2 P18
課程を廃止する場合	(細則)様式第5号 全日制(定時制、通信制)課程廃止認可申請書	設置年度の 前年度の7月末日	2 P19

#### 5 専修学校の課程等を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期(※)	頁
共通	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (学校等の設置に係る添付書類)	随時	7 P224
課程を設置する場合	(細則)様式第19号 専修学校課程設置認可申請書	随時	2 P34
課程を廃止する場合	(細則)様式第20号 専修学校課程廃止認可申請書	随時	2 P35
目的を変更する場合	(細則)様式第21号 専修学校目的変更認可申請書	随時	2 P36

※ 随時受け付けているが、私立学校審議会の開催時期に留意して提出すること

#### 6 高等学校の学科を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
共通	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (学校等の設置に係る添付書類)	設置年度の 前年度の7月末日	7 P224
学科を設置する場合	(細則)様式第5号の2 学科設置認可申請書	設置年度の 前年度の7月末日	2 P20
学科を廃止する場合	(細則)様式第5号の3 学科廃止認可申請書	設置年度の 前年度の7月末日	2 P21

#### 7 専修学校の学科を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
学科を新設する場合	(細則)様式第22号 専修学校学科設置に係る学則変更届	随時	2 P37
学科を廃止する場合	(細則)様式第23号 専修学校学科廃止に係る学則変更届	随時	2 P38

#### 8 寄付行為を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
収益事業を始めたい	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (収益事業開始に係る添付書類)	随時	7 P224
その他の寄付行為の変更 を行いたい	法人様式第2号 学校法人寄付行為変更認可申請書 (その他の寄付行為変更に係る添付書類)	随時	7 P224

9 収容定員を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
幼・小・中・義務・高・中等	(細則)様式第5号の4 収容定員学則変更認可申請書	変更年度の 前年度の7月末	2 P22
専修学校	(細則)様式第9号 学則変更届	随時	2 P27

10 学校に関する変更をしようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
共通 (寄付行為の変更を伴う場合)	法人様式第6号 学校法人寄付行為変更届	随時	7 P233
学校の目的を変更する場合 (専修学校を除く)	(細則)様式第6号 目的変更届	随時	2 P24
学校の名称を変更する場合	(細則)様式第7号 名称変更届	随時	2 P25
学校の所在地を変更する場合	(細則)様式第8号 位置変更届	随時	2 P26
学則を変更する場合 (収容定員に係るものを除く)	(細則)様式第9号 学則変更届	随時	2 P27
高等学校の広域の通信制課程 に係る学則を変更する場合	(細則)様式第5号の5 広域の通信制の課程に係る学 則変更認可申請書	随時(※)	2 P23
学校の経費の見積り方法等 を変更する場合	(細則)様式第10号 経費の見積り及び維持方法変更届	随時	2 P28

※ 随時受け付けているが、私立学校審議会の開催時期に留意して提出すること

11 土地・建物を取得(売却)しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
校地を取得(処分)する場合	(細則)様式第13号 土地権利取得(処分、現状変更)届	随時	2 P31
校舎を取得(処分)する場合	(細則)様式第14号 建物権利取得(処分、現状変更)届	随時	2 P32

12 法人理事、校長等を変更しようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
学校法人の理事長、理事、 監事を変更する場合	法人様式第11号 役員変更届	随時	7 P238
校長・園長を変更する場合	(細則)様式第17号 校長決定届	随時	2 P33
(理事が選任できないため) 仮理事を選任する場合	法人様式第12号 仮理事選任申請書	随時	7 P239

13 各証明を受けようとするとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
校地・校舎について登録免許税の免除を受ける場合	(その他様式) 校地・校舎等証明申請書	随時 (※)	8 P285
学校法人に寄付をした人の税控除を行う場合	(その他様式) 特定公益増進法人証明願	随時 (※)	8 P286
学校法人である旨の証明を受けたい場合	(その他様式) 学校法人証明願	随時 (※)	8 P288
廃校した学校の卒業証明・成績証明を受けたい場合	(その他様式) 証明書交付申請書	随時 (※)	8 P289
学校の学則の証明をしたい場合	(その他様式) 学則証明申請書	随時 (※)	8 P291
学割証の交付を受ける場合	(その他様式) 生徒等旅客運賃割引証交付申請書	随時	8 P292

※ 証明1件(1筆)につき、手数料が400円かかります。現金又は定額小為替で納付してください。

なお、郵送で申請する場合は、返信用封筒(必要分切手を貼付のもの)を手数料と一緒に同封してください。

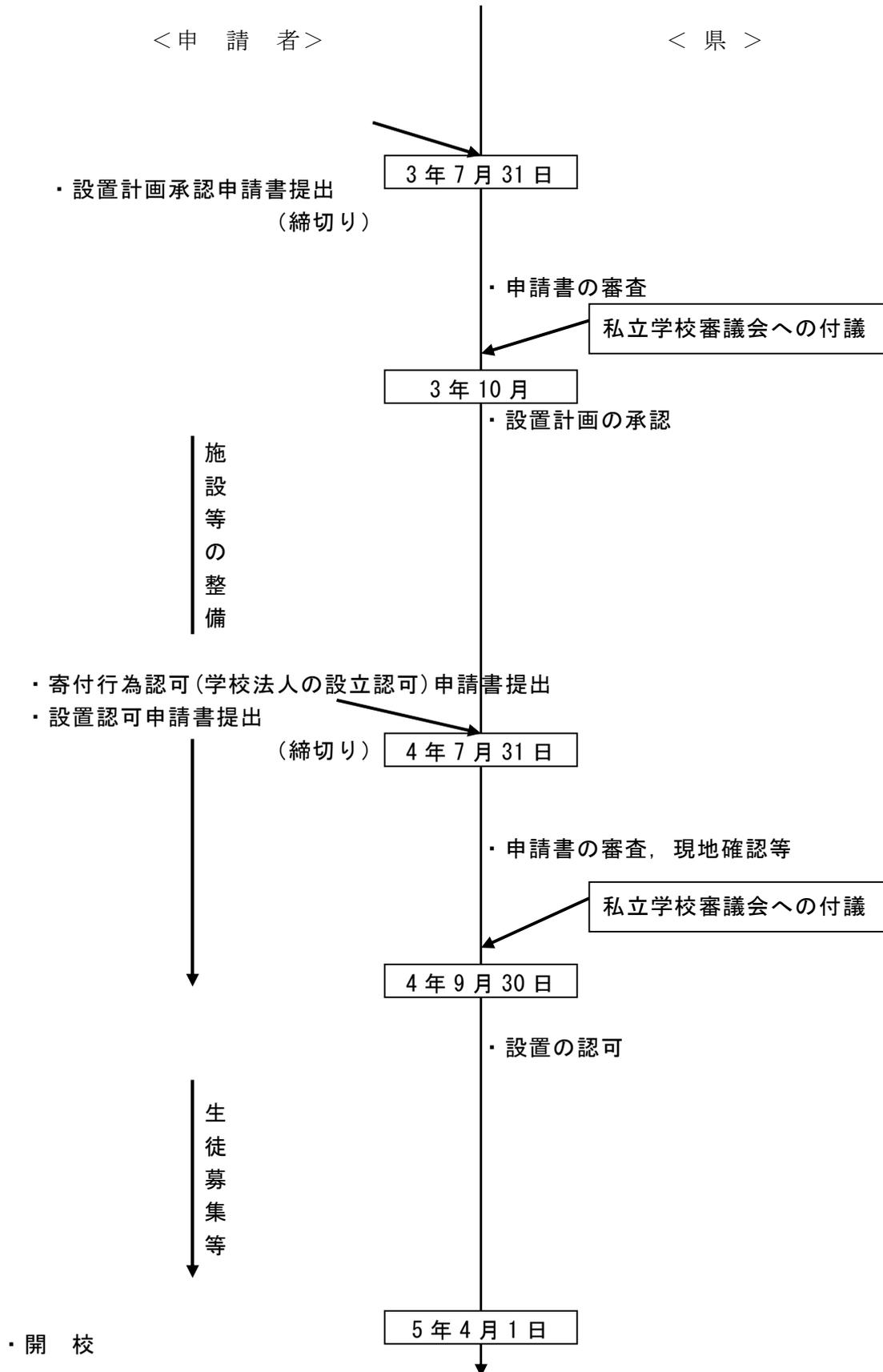
14 事故等が生じたとき

事務内容	必要様式	提出時期	頁
生徒が事故にあった場合	(その他様式) 事故報告書	随時	8 P294
自然災害が発生し、学校・生徒が被害を受けた場合又は休校等の措置を行った場合	(その他様式) 自然災害(台風、地震、降雪等)による被害状況報告書	随時	8 P295
学校内でインフルエンザが流行した場合	(その他様式) インフルエンザ様疾患発生状況報告書	随時	8 P296
いじめの重大事態が発生した場合	(その他様式) 私立学校における重大事態の発生についての報告書	随時	5 P248
いじめの重大事態における調査結果を報告する場合	(その他様式) 私立学校における重大事態の調査結果についての報告書	随時	5 P149
体罰事案が発生した場合	(その他様式) 体罰事案発生報告書	随時	5 P171
修学旅行等で海外に行く場合	(その他様式) 海外修学旅行届	随時	8 P297

# 私立小・中・高・中等教育学校設置認可及び学校法人設立認可

## に係る手続きスケジュール

(令和5年4月1日開校の場合)

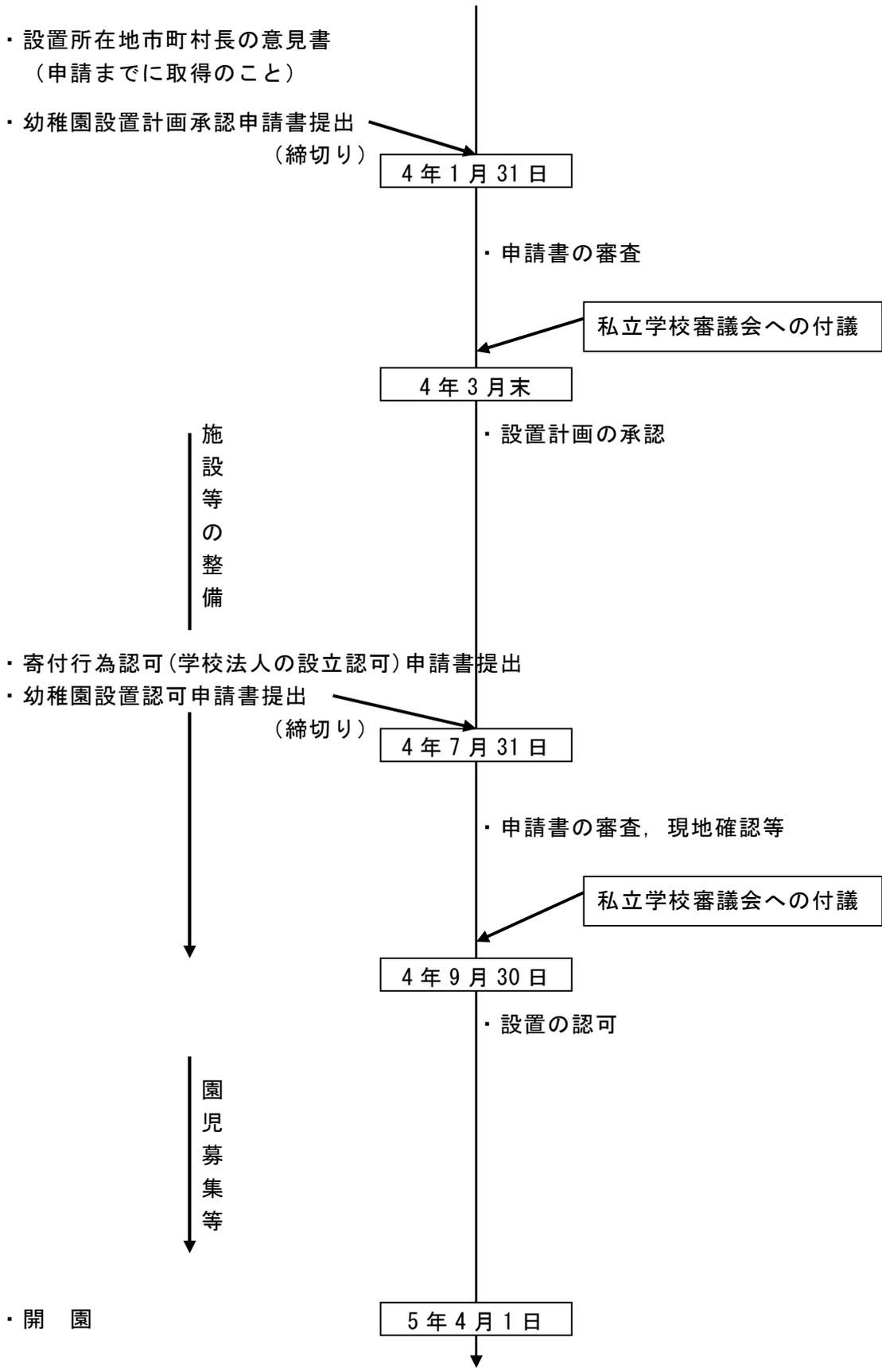


# 私立幼稚園設置認可及び学校法人設立認可に係る手続きスケジュール

(令和5年4月1日開園の場合)

< 申請者 >

< 県 >

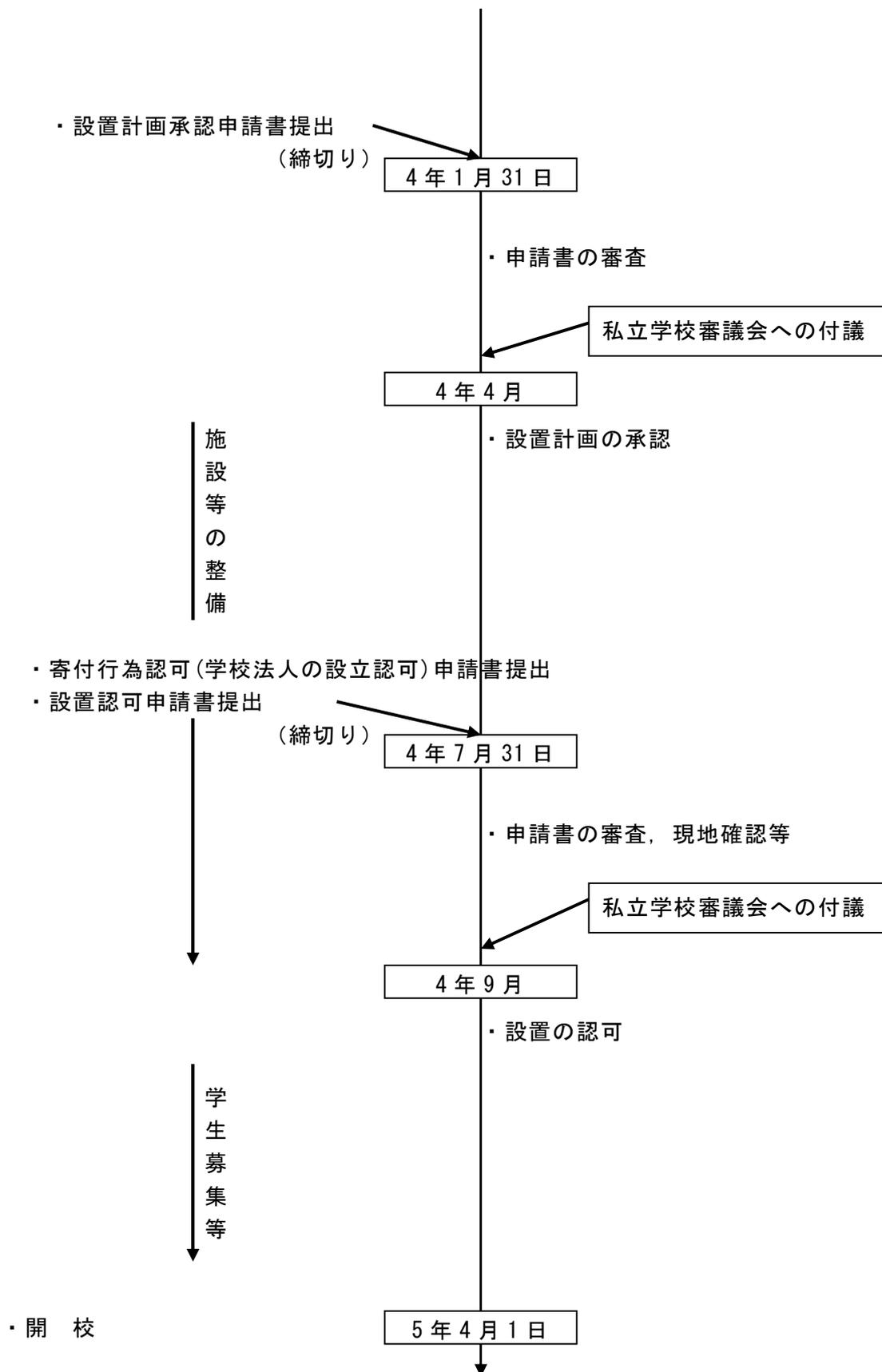


# 私立専修・各種学校設置認可及び学校法人設立認可に係る手続きスケジュール

(令和5年4月1日開校の場合)

< 申請者 >

< 県 >



## 2 私立学校に係る学校教育法関係の 諸手続きについて

## ○私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則

昭和38年1月16日  
茨城県規則第5号

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則を次のように定める。

(趣旨)

**第1条** この規則は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第19条、第189条及び第190条の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)の規定により私人が設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)、専修学校及び各種学校について、法、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)及び私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置廃止等の認可の申請)

**第2条** 法第4条第1項の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による申請書正副2部を提出しなければならない。

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 学校の設置をしようとするとき。   | 様式第1号   |
| (2) 学校の廃止をしようとするとき。   | 様式第2号   |
| (3) 学校の設置者の変更をしようとするとき。   | 様式第3号   |
| (4) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の設置をしようとするとき。 | 様式第4号   |
| (5) 高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の廃止をしようとするとき。                       | 様式第5号   |
| (6) 高等学校の学科の設置をしようとするとき。  | 様式第5号の2 |
| (7) 高等学校の学科の廃止をしようとするとき。  | 様式第5号の3 |
| (8) 学校の収容定員に係る学則の変更をしようとするとき。                                     | 様式第5号の4 |
| (9) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更をしようとするとき。                              | 様式第5号の5 |

(変更等の届出)

**第3条** 施行令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による届け書を提出して行うものとする。

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 目的の変更をしようとするとき。   | 様式第6号  |
| (2) 名称の変更をしようとするとき。   | 様式第7号  |
| (3) 位置の変更をしようとするとき。   | 様式第8号  |
| (4) 学則の変更(高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。)をしようとするとき。                                   | 様式第9号  |
| (5) 学校の経費の見積り及び維持方法の変更をしようとするとき。  | 様式第10号 |
| (6) 高等学校の専攻科又は別科の設置をしようとするとき。   | 様式第11号 |
| (7) 高等学校の専攻科又は別科の廃止をしようとするとき。   | 様式第12号 |
| (8) 校地、運動場その他直接、保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更を加えようとするとき。                 | 様式第13号 |
| (9) 校舎その他直接、保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更、改築等により、これらの現状に重要な変更を加えようとするとき。 | 様式第14号 |

(校長の届出)

**第4条** 法第10条の規定による届出は、様式第17号による届け書を提出して行うものとする。

**第5条** 削除

**第6条** 削除

(専修学校)

**第7条** 法第130条第1項の規定による専修学校の設置廃止又は設置者の変更の認可を受けようとする者は、申請書正副2部を提出しなければならない。この場合の申請書の様式については、第2条第1号から第3号までの規定を準用する。

2 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止又は目的の変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による申請書正副2部を提出しなければならない。

(1) 高等課程、専門課程又は一般課程の設置をしようとするとき。 様式第19号

(2) 高等課程、専門課程又は一般課程の廃止をしようとするとき。 様式第20号

(3) 目的の変更をしようとするとき。 様式第21号

3 法第131条の規定による専修学校の名称、位置若しくは学則(学科の設置廃止に係るものを除く。)の変更又は校地、校舎その他直接教育の用に供する土地、建物に関する権利の取得等の届出は、届け書を提出して行うものとする。この場合の届け書の様式については、第3条第2号から第4号まで、第8号及び第9号の規定を準用する。

4 法第131条の規定による学科の設置廃止に係る学則の変更の届出は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による届け書を提出して行うものとする。

(1) 学科の設置に伴う学則の変更をしようとするとき。 様式第22号

(2) 学科の廃止に伴う学則の変更をしようとするとき。 様式第23号

5 法第133条第1項において準用する法第10条の規定による届出は、届け書を提出して行うものとする。この場合の届け書の様式については、第4条の規定を準用する。

(各種学校)

**第8条** 第2条(第4号から第7号まで及び第9号を除く。)の規定は、法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定による各種学校の設置廃止等の認可について、第4条の規定は、法第134条第2項において準用する法第10条の規定による校長の届出についてそれぞれ準用する。

2 第3条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、施行令第27条の3第1号又は第3号に規定する届出について準用する。この場合において、第3条第4号中「高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員」とあるのは「収容定員」と読み替えるものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現になされている認可申請、届け出その他の手続きは、この規則の規定によりなされたものとみなす。

付 則 (昭和51年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年規則第69号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年規則第128号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年規則第116号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年規則第107号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則 (平成20年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年規則第83号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

経費の見積り及び維持方法変更届

この度 学校の経費の見積り及び維持の方法を変更するので、学校教育法施行令第27条の2第1項第5号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

1 変 更 の 事 由

2 変 更 要 項

(1) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法の対照表

(2) 変 更 の 時 期

3 変更後2年間の収支予算書

4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第11号(第3条第6号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

専 攻 科 (別 科) 設 置 届

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)に 科を設置するので、学校教育法施行令第27条の2第1項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

様式第1号に準ずること。ただし、学則にあつては変更条文を、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては設置専攻科(別科)の使用に係る部分を明示すること。

様式第12号(第3条第7号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

専 攻 科 (別 科) 廃 止 届

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の 科を廃止するので、学校教育法施行令第27条の2第1項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

土地権利取得(処分, 現状変更)届

この度 学校(専修学校, 各種学校)について, 土地の権利を取得(処分, 用途の変更による現状の変更を)するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第6号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第3号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 取得(処分, 変更)の事由
- 2 取得(処分, 変更)の時期
- 3 取得(処分, 変更)の調書

(取得又は処分の場合)

	地目及び 用 途	面 積 (平方メートル)	所 在 地	所 有 者	権 利 の 種 類
従 来 の 土 地					
今 回 取 得 す る 土 地					
今 回 処 分 す る 土 地					
取 得 ( 処 分 ) 後 の 土 地					

(用途の変更による現状の変更の場合)

- (1) 変更前の用途
- (2) 変更後の用途
- (3) 変更する面積 平方メートル
- 4 土地の図面(取得(処分, 変更)する部分を朱書すること。)
- 5 取得(処分)する部分に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地の権利関係の書類(所有権の移転以外の場合にあつては, 地上権設定契約書, 賃貸借契約書等の謄本を添えること。)
- 6 取得(処分, 変更)に係る決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

建物権利取得(処分, 現状変更)届

この度 学校(専修学校, 各種学校)について, 建物の権利を取得(処分, 用途の変更等による現状の変更を)するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第6号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第3号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 取得(処分, 変更)の事由
- 2 取得(処分, 変更)の時期
- 3 取得(処分, 変更)の調書

(取得, 処分又は改築等の場合)

	種 類	用 途	面 積 (平方メートル)	所 在 地	所有者	権利の 種 類
従 来 の 建 物						
今 回 取 得 又 は 改 築 等 を す る 建 物						
今 回 処 分 す る 建 物						
取 得 , 処 分 又 は 改 築 等 後 の 建 物						

(注) 種類の欄には, 校舎, 体育館, 講堂, 寄宿舍等の別を, 用途の欄には, 普通教室, 特別教室, 更衣室等の別を様式第1号の添付書類の施設調書に準じて記入すること。

(用途の変更による現状の変更の場合)

- (1) 変更前の用途
- (2) 変更後の用途
- (3) 変更する面積 平方メートル
- 4 建物の平面図(取得(処分, 変更)する部分を朱書すること。)
- 5 取得(処分)する部分に係る建物の登記事項証明書その他の当該建物の権利関係の書類(所有権の移転以外の場合にあつては, 賃貸借契約書等の謄本を添えること。)
- 6 取得(処分, 変更)に係る決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

校 長 決 定 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の校長を決定したので, 学校教育法第10条(第133条第1項において準用する同法第10条, 第134条第2項において準用する同法第10条)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 校長の概要

氏 名	(男・女)
生 年 月 日	
住 所	
免許状の種類	
採用年月日	
資 格 等	学校教育法施行規則第 条該当

(注) 資格等の欄には, 学校教育法施行規則第20条から22条までの規定のうち, 該当するものを記入すること。

2 履歴書

3 教育職員免許状の写し又は授与証明書(専修学校及び各種学校を除く。)

4 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者でない旨の宣誓書

5 5年以上教育に関する職又は教育若しくは学術に関する業務に従事したことの証明書(専修学校及び各種学校を除く。)

6 前任者がある場合は, その者の氏名, 解職年月日及び解職事由

7 採用に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

8 学校教育法施行規則第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有することを証する書類(同令第22条の規定による採用の場合に限る。)

様式第19号(第7条第2項第1号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

専修学校課程設置認可申請書

この度 専修学校に 課程を設置したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

様式第1号に準ずること。ただし、学則にあつては変更条文を、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては設置課程の使用に係る部分を明示すること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

学校(専修学校, 各種学校)設置認可申請書

この度 学校(専修学校, 各種学校)を設置したいので, 学校教育法第4条第1項(第130条第1項, 第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により, 関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
  - (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 経費の見積り及び維持の方法
  - (5) 開設の時期
- 3 学則 (2部)
- 4 寄付行為, 定款又は規則, 法人の登記事項証明書及び設置に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 5 設置者(法人にあつては代表者)の履歴書及び身分証明書
- 6 設置者の資産調書(土地, 建物, 預金その他重要な財産に関する権利を証明する書類)
- 7 設置後2年間の事業計画書及び収支予算書
- 8 校地及び校舎等の権利関係の書類(借用の場合にあつては貸借契約書の謄本を添えること。)
- 9 施設調書
  - (1) 校地

総面積	平方メートル			
種別	所在地	面積	所有, 借用 の 別	備考
校舎等敷地		平方メートル		
屋外運動場				
計				

## (2) 校舎等

総面積					平方メートル	
種別	構造	室名	数	面積	所有, 借用の別	備考
校舎		普通教室		平方メートル		
		特別教室				
		事務室				
		職員室				
		保健室				
		〇〇室				
		〇〇室				
		〇〇室				
		便所				大便器 個 小便器 個
		廊下 その他 小計				
体育館		運動場				
		更衣室				
		廊下 その他 小計				
		ホール				
講堂						
		小計				
		寮室 便所 廊下 その他 小計				
寄宿舍						
計						

(注) 幼稚園にあつては、校舎の欄中普通教室を保育室、特別教室を遊戯室と読み替えるものとする。

## 10 校具, 教具調書

品名	数量	評価額		備考
		単価	金額	
計				

(注) 幼稚園にあつては、校具を園具と読み替えるものとする。

11 職員組織調書

職名	専兼別	氏名	生年月日	最終卒業 学校名	免許状の種 類及び教科	担任教科

(注) 各職員の履歴書、免許状の写し又は授与証明書及び学校教育法第9条各号の一に該当する者でない旨の宣誓書を添えること。

12 学級編制表

課程及び 学科名	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		計	
	学級 数	生徒 数												
計														

(注) 学年は、幼稚園にあつては、第1学年を1年保育のように、生徒は、幼稚園にあつては幼児と、小学校にあつては、児童と読み替えるものとする。

13 校地、校舎等の配置図

14 校舎等の平面図

15 学校付近見取図

16 飲料水の水質が無害であることの証明書(上水道を利用する場合は、それを証する書類)

17 照明図(夜間に授業を行う場合に限る。)

18 その他知事が必要とする書類

様式第20号(第7条第2項第2号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

専修学校課程廃止認可申請書

この度 専修学校の 課程を廃止したいので、学校教育法第130条第1項  
の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

様式第21号(第7条第2項第3号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

専修学校目的変更認可申請書

この度 専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

様式第6号に準ずること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

専修学校学科設置に係る学則変更届

この度 専修学校の 課程の 科の設置に伴い、学則を変更するので、学校教育法第131条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
  - (2) 変更の時期
- 3 新学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 5 経費及び維持の方法
- 6 その他様式第1号の添付書類中8から18まで(15及び16を除く。)に掲げるものに準ずること。ただし、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては、設置学科の使用に係る部分を明示すること。

様式第23号(第7条第4項第2号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

専修学校学科廃止に係る学則変更届

この度 専修学校の 課程の 科の廃止に伴い、学則を変更する  
ので、学校教育法第131条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

様式第2号(第2条第2号, 第7条第1項, 第8条第1項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

学校(専修学校, 各種学校)廃止許可申請書

この度 学校(専修学校, 各種学校)を廃止したいので, 学校教育法第4条第1項(第130条第1項, 第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により, 関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 廃止事由
- 2 廃止要項
  - (1) 名称
  - (2) 位置
  - (3) 廃止の時期
  - (4) 生徒の処置方法
  - (5) 教職員の処置方法
  - (6) 財産の処置方法
  - (7) 生徒指導要録の引継方法
- 3 廃止に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 4 その他知事が必要とする書類

年 月 日

茨城県知事 殿

旧設置者 住 所  
氏 名 (印)

新設置者 住 所  
氏 名 (印)

学校(専修学校, 各種学校)設置者変更認可申請書

この度 学校(専修学校, 各種学校)の設置者を変更したいので, 学校教育法第4条第1項(第130条第1項, 第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により, 関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。
- 2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 変更理由及び変更年月日
- 2 設置者変更要領

事 項	変 更 前	変 更 後
(1) 目 的		
(2) 名 称		
(3) 位 置		
(4) 学 則	(別紙のとおり。)	(別紙のとおり。)
(5) 経費の見積り及び維持方法	(別紙収支予算書のとおり。)	(別紙収支予算書のとおり。)

(注) 変更後の収支予算書は, 変更後2年間のものとする。

- 3 新設置者の寄付行為, 定款又は規則, 登記事項証明書及び変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 4 新設置者(法人にあつては代表者)の履歴書及び身分証明書
- 5 新設置者の資産調書(土地, 建物, 預金その他重要な財産に関する権利を証明する書類)
- 6 その他知事が必要とする書類

様式第4号(第2条第4号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

全日制(定時制, 通信制)課程設置認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)に全日制(定時制, 通信制)の課程を設置したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第1号に準ずること。ただし, 学則にあつては変更条文を, 施設調書及び校地, 校舎等の配置図にあつては設置課程の使用に係る部分を明示すること。

様式第5号(第2条第5号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

全日制(定時制, 通信制)課程廃止認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の全日制(定時制, 通信制)の課程を廃止したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

様式第5号の2(第2条第6号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

学 科 設 置 認 可 申 請 書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の全日制(定時制, 通信制)の課程  
に 科を設置したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添え  
て申請します。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第4号に準ずること。

様式第5号の3(第2条第7号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

学科廃止認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の全日制(定時制, 通信制)の課程  
の 科を廃止したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添  
えて申請します。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

収容定員に係る学則変更認可申請書

この度 学校(各種学校)の収容定員に係る学則の変更をしたいので、学校教育法第4条第1項(第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
  - (2) 変更の時期
- 3 変更後の学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 5 経費の見積り及び維持の方法
- 6 その他様式第1号の添付書類中8から18まで(15及び16を除く。)に掲げるものに準ずること。ただし、「施設調書」、「校具、教具調書」、「職員組織調書」、「学級編制表」、「校地、校舎等の配置図」及び「校舎等の平面図」にあつては、定員の変更に係る部分を明示すること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住所  
氏名

広域の通信制の課程に係る学則変更認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の広域の通信制の課程に係る学則の変更をしたいので、学校教育法第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
  - (2) 広域の通信制の課程に係る教育区域の状況の新旧比較表
  - (3) 協力校等の施設・設備及び教育計画の概要
  - (4) 変更後の定員配分計画
  - (5) 変更時期
- 3 変更後の学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本
- 5 経費の見積り及び維持の方法
- 6 その他様式第1号の添付書類中8から18まで(15及び16を除く。)に掲げるものに準ずること。ただし、「施設調書」, 「校具, 教具調書」, 「職員組織調書」, 「学級編制表」, 「校地, 校舎等の配置図」及び「校舎等の平面図」にあつては、変更に係る部分を明示すること。

様式第6号(第3条第1号, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

目 的 変 更 届

この度 学校(各種学校)の目的を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2  
第1項第1号(第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 変 更 の 事 由
- 2 変 更 要 項
  - (1) 変更前の目的
  - (2) 変更後の目的
  - (3) 変更の時期
- 3 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第7号(第3条第2号, 第7条第3項, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

名 称 変 更 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の名称を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 変 更 の 事 由
- 2 変 更 要 項
  - (1) 変更前の名称
  - (2) 変更後の名称
  - (3) 変更の時期
- 3 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第8号(第3条第3号, 第7条第3項, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所  
氏 名

位 置 変 更 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の位置を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 変 更 の 事 由
- 2 変 更 要 項
  - (1) 変更前の位置
  - (2) 変更後の位置
  - (3) 変更の時期
- 3 校地, 校舎等の配置図(変更前と変更後のもの)
- 4 校舎等の平面図(変更前と変更後のもの)
- 5 学校付近見取図(変更前と変更後のもの)
- 6 様式第1号による施設調書(変更後のもの)
- 7 校地及び校舎等の権利関係の書類(変更後のもの。借用の場合にあつては貸借契約書の謄本を添えること。)
- 8 飲料水の水質が衛生上無害であることの証明書(上水道を利用する場合は, それを証する書類)
- 9 照明図(夜間に授業を行う場合に限る。)
- 10 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第9号(第3条第4号, 第7条第3項, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

学 則 変 更 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の学則を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 変 更 の 事 由
- 2 変 更 要 項
  - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
  - (2) 変更の時期
- 3 新学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

### 3 私立学校の設置認可等に関する 手続きについて

## 私立学校の設置等の認可申請手続きに関する要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、私立学校（私立の小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の設置及び収容定員の変更の認可の申請の申請の申請の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置計画の承認申請)

**第2条** 私立学校を設置しようとする者（各種学校が専修学校となる場合における当該専修学校を設置しようとする者を除く。第5条第1項において同じ。）は、次表に掲げる期日までに、知事に申請しなければならない。

設置しようとする学校の種類	申請期日
小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校又は高等学校	当該学校を設置しようとする年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月31日
幼稚園、専修学校又は各種学校	開設年度の前々年度の1月31日

2 私立幼稚園を設置しようとする者は、前項の規定による申請をする際に、設置しようとする所在地の市町村長の意見書を添付しなければならない。

(私立学校審議会の意見調整)

**第3条** 知事は、前条第1項に規定する設置計画の承認を行うときは、あらかじめ、私立学校審議会に意見を聴かなければならない。

(施設及び設備の整備)

**第4条** 施設及び設備の整備は、第2条第1項に規定する設置計画の承認を受けた後におこなわなければならない。

2 施設及び設備は、原則として、開設年度（収容定員の変更の場合にあっては、収容定員を変更しようとする年度（以下「収容定員変更年度」という。）の前年度の9月30日までに整備しなければならない。

(設置等に係る認可申請)

**第5条** 私立学校の設置の認可を受けようとする者（第2条第1項に規定する設置計画の承認を受けた者に限る。）は、私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則（昭和38年茨城県規則第5号。以下「細則」という。）に定めるところにより、開設年度の前年度の7月31日までに知事に申請しなければならない。

2 私立学校（専修学校を除く。）の収容定員の変更の認可を受けようとする者は、細則に定めるところにより、収容定員変更年度の前年度の7月31日までに、知事に申請しなければならない。

3 第2条第2項の規定は、私立幼稚園の収容定員変更（収容定員を増加する場合に限る。）の認可の申請に準用する。

付 則

1 この要項は、昭和62年7月1日から適用する。

2 昭和62年6月30日現在において、従前の規定により、私立学校の設置又は収容定員変更の計画の承認申請の手続がなされているものについては、この要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要項の適用の日において既に幼稚園の設置又は収容定員の変更（定員増の場合に限る。）の申請がなされているものに係る第2条第2項の規定の適用については、同項中「市町村長の意見書」とあるのは、「市町村の幼児施設設置協議会（当該市町村に幼児施設設置協議会が設置されていない場合は、当該市町村の長並びに当該市町村内に存する他の幼稚園及び民間保育所の設置者）の同意書」とする。

付 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要項は、令和3年1月20日から適用する。

茨城県知事 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（理事長名）

学校（専修学校，各種学校）設置計画承認申請書

この度， 学校（専修学校，各種学校）を設置したいので，関係書類を添えて申請いたします。

（注）不要の文字は，抹消すること。

（添付書類）

- 1 設立趣意書
- 2 設置要項
  - （1）目的
  - （2）名称及び設置者（代表者）
  - （3）位置
  - （4）経費の見積り及び維持の方法
  - （5）開設の時期，収容定員及び学級編成
- 3 学校法人の設立決議録謄本（既設学校法人については，学校設置に係る理事会・評議員会の決議録謄本）
- 4 設置者代表者の権限証明書（様式1）（既設学校法人については，学校法人の登記事項証明書）
- 5 設置者代表者の履歴書，身分証明書（既設学校法人については，理事長の履歴書）
- 6 設置者の資産調書（土地，建物，預金並びにその他重要な財産に関する権利を証明する書類，既設学校法人については，直近の財産目録）
- 7 学校用地の取得方法を記載した書類（様式2）
- 8 学校付近の見取り図
- 9 校地，校舎等の配置図及び平面図（面積積算表を添付すること。）
- 10 校長予定者の履歴書，学校教育法第9条の各号に該当しない者であることを誓約する書面（様式3），教育職員免許状の写し又は同等の資質を有することを証明する書類
- 11 学校設置に要する経費・財源調書（様式4），負債償還計画表（様式4-2）
- 12 施設設備等関係書類（様式5）
- 13 設置に係る資産等の確認書類
  - （1）学校設置経費財源調達調書（様式6）
  - （2）学校開設年度の経常的経費準備金財源調達調書（様式7）
  - （3）生徒納付金等調書（様式8）
- 14 幼稚園を設置する場合における付属書類
  - （1）設置しようとする市町村内の既設の幼稚園及び保育所の位地を表示した市町村全図
  - （2）設置しようとする市町村の首長の意見書の写
  - （3）設置しようとする市町村の人口及び幼児数等調書（様式9）
- 15 その他知事が必要と認める書類

## 設立代表者の権限証明書

学校法人 学園の設立代表者に（ ）を選任したことを証明する。

(設立発起人)

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

(注)設立発起人の履歴書を添付すること

## 学校用地の取得方法を記載した書類

用途	所在地(市町村, 大字, 地番)	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者名	取得方法	取得時期

- 1 用途については、学校完成後の予定用途を記入すること（校舎敷地、校庭敷地等）
- 2 各地番ごとの登記所の証明書を添付すること
- 3 取得方法については、「寄付」、「売買」等と記載し、「借用」による場合には、その旨を記載すること。
- 4 取得時期については、既に取得している場合には、取得した実年月日を、これから取得する場合には取得を予定する年月を記載すること。なお、借用を予定している場合には、借地の開始予定年月日を記載すること。
- 5 既に土地を取得又は借用している場合にあつては、土地売買契約書又は土地賃貸借契約書等の謄本を添付すること。

学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

## 誓 約 書

学校の校長就任予定者である について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

茨城県知事 殿

学校法人

理事長（設立代表者）

※「学校法人」は、寄付行為認可申請を行う場合においては、設立しようとする学校法人の名称とすること。

※「設立代表者」は、合併認可申請を行う場合においては合併しようとする各学校法人の理事長、組織変更認可申請を行う場合においては組織を変更しようとする学校法人の理事長とすること。

学校設置に要する経費・支払計画調書

単位：千円

区分	取得等年度		年度		年度		開設年度		年度		所要経費 合計	支 払 計 画 (支 払 時 期)
	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳				
学 校 設 置 経 費	校 地  (うち造成費)		( )	取得面積 m <sup>2</sup> 買取先 外 ○ 名								
	校舎建設費	校 舎		建築面積 m <sup>2</sup> 構造								
		体育館		建築面積 m <sup>2</sup> 構造								
		その他施設費		建築面積 m <sup>2</sup> 構造								
	校舎建設費合計											
	図 書			一般教育図書 冊 専門図書 冊								
	教 具			○ 外 ○ 点								
	校 具			○ 外 ○ 点								
	備 品			○ 外 ○ 点								
	その他			○ 外 ○ 点								
計												
経常的経費												
合計												

(注) 1. 経常経費は、学校法人会計基準の資金収支計算書の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費の合計額を記入すること。

2. 特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。

負債償還計画表

様式4-2

表1 要項第2条第2号, 第3号, 第5条第1号,第2号関係

単位:千円

区分	借入先	当初借入金 額	借入年月日	返済期間 及び利率	申請前年度 末まで(設立 申請時)の償 還額	申請前年度 末(設立申 請時)現在 の残高	借入金に対する返済計画 (元金償還額+利息支出額)						借入金の用途等	
							申請年度	開設年度	年度	年度	年度	年度		
申請前 年度末 の負債 残高	日本私学振 興・共済事 業団	千円	○年 ○月○日	○年 % (据置 年)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	用途: 抵当:
	〇〇銀行													
	(学校債)													
	小計													
申請 年度以 降 の借入 予定														
	小計													
合 計 (A)														
年度末残高 (元金+利息)														
帰 属 収 入 (B)														
帰属収入に対する負債償還額 (元金+利息) の割合 A/B							%	%	%	%	%	%	%	%

表2 要項第5条第3号関係

単位:千円

	帰属収入 (①)	借入金等返済支出 (②)	借入金等利息支出 (③)	負債償還合計 (④)		負債償還率 (④ / ①)	短期借入金への償還 額を除く負債償還率
				(②+③)	うち短期借入金		
申請前年度						%	%

- (注) 1 法人全体の負債(申請年度以後に予定している負債,短期借入金等を含む。)についての償還計画を年度毎に記入すること。  
 2 負債の償還が完了する年度まで欄を追加して作成すること。  
 3 「借入金に対する返済計画」の項には, 元金償還額と利息支出額の合計額を記載すること。  
 4 「帰属収入に対する負債償還額 (元金+利息) の割合」の欄は, 小数点第1位 (小数点第2位切り捨て) まで記入すること。  
 5 表2は既設学校法人が新たに学校を新設する場合に記載するものとし,申請前年度決算の帰属収入に占める負債償還額の合計額の割合を求めること。

(様式5)

# 施設設備等調書

## 1 校地

種 別	所 在 地	面 積	所有・借用の別	備 考
校舎等敷地				
運 動 場				
		m <sup>2</sup>		
計				

## 2 校舎等

種 別	構 造	室 等 名	数	面 積	備 考
校 舎		普通教室		m <sup>2</sup>	
		特別教室			
		事務室			
		職員室			
		室			
		室			
		室			
		便 所			大便器 個 ・ 小便器 個
		そ の 他			
		計			
体 育 館		運 動 場			
		更 衣 室			
		室			
		そ の 他			
	計				
講 堂		ホ ー ル			
		計			
		計			
		計			
合 計					

### 3 校具及び教具

品名	数量	評価額		備考
		単価	金額	
		円	円	
計				



## 学校設置経費財源調達調書

年度区分	年度	年度	開設年度	年度	計
設置経費 A	千円	千円	千円	千円	千円
(うち校舎等建設費) B					
寄附金収入					
補助金収入					
利子収入					
その他収入					
自己財源収入計 C					
借入金収入 D					
校舎建設費に占める 借入金割合 D/B					
総計 (C+D)					

(注) 1. 特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。

2. 学校設置費の財源には、日本私学振興・共済事業団から校舎等建設費（校舎等建設費の1/2を限度）に充てるために借り入れた借入金を除き、借入金等の負債は充てない。

## 学校開設年度の経常的経費準備金財源調達調書

年度区分	年度	年度	開設年度	計	備考
開設年度の経常的経費		千円 × 1/3 (1/2) =			千円 (最小準備金)
〇〇収入	千円	千円	千円	千円	
〇〇収入					
〇〇収入					
計					

- (注) 1 経常的経費は、学校法人会計基準の資金収支計算書の人件費、教育研究費、管理経費及び設備経費の合計額とする。  
 2 特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。  
 3 経常的経費の財源には、借入金等の負債は充てない。

生 徒 納 付 金 等 調 書

(単位：円)

年 度	予定生徒数	生徒納付金			経常的経費			差引額		(J)の数が負数の場合の補填財源
		納付金名称	生徒1人当たり納付金年額(C)	取入見込額(A)又は(B)×(C)	費目	所要額	生徒1人当たり経費(E)/(B)(F)	総額(D)-(E)(J)	生徒1人当たり(C)/(B)-(F)	
開設 年度	入学予定者数 人A	入学金			人件費		/	/	/	
		入学時その他納付金			教育研究経費					
	在籍予定 生徒数 人B	授業料			管理経費					
		施設費			設備費					
		その他納付金								
計(D)				計(E)						
年度	入学予定者数 人A	入学金			人件費		/	/	/	
		入学時その他納付金			教育研究経費					
	在籍予定 生徒数 人B	授業料			管理経費					
		施設費			設備費					
		その他納付金								
計(D)				計(E)						
年度	入学予定者数 人A	入学金			人件費		/	/	/	
		入学時その他納付金			教育研究経費					
	在籍予定 生徒数 人B	授業料			管理経費					
		施設費			設備費					
		その他納付金								
計(D)				計(E)						

※幼稚園においては入学金を入園料、授業料を保育料と読み替えるものとする。

※開設年度から完成年度まで年度毎に作成すること。



## 4 私立幼稚園等関係規程・通知

## 私立幼稚園設置に関する要項

(趣旨)

**第1条** 幼稚園の設置については、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(設置者)

**第2条** 設置者は、学校法人とする。ただし、幼児教育の振興上知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 設置者の主たる構成員は、教育に関する識見を有し、かつ、幼稚園を管理することが適当と認められる者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に該当しない者でなければならない。

(園地面積)

**第3条** 園地面積は、園舎の建築面積に運動場の面積を加えて得た面積以上とする。

(教職員)

**第4条** 養護教諭若しくは養護助教諭又は事務職員を置かない幼稚園にあつては、養護又は事務を担当する者を定めなければならない。

(教育上適切な環境の意義)

**第5条** 設置基準第7条第1項に規定する教育上適切な環境とは、おおむね次に掲げるものをいう。

(1) 幼稚園の付近に当該幼稚園の教育環境を著しく害するおそれがある旅館、遊戯場等の施設がないこと。

(2) 幼稚園の付近に園児の教育上又は保健衛生上著しく害のある騒音、煤煙、悪臭等をもたらす工場等の施設がないこと。

(3) 幼児教育の機会均等、幼児教育の充実等の見地から、隣接の幼稚園又は保育所との配置が適正であること。

(保育室等の面積)

**第6条** 保育室の面積は、子ども1人につき1.98平方メートル以上とする。

(飲料水に関する証明)

**第7条** 設置基準第9条第4項に規定する飲料水に関する証明は、保健所長の証明（上水道の場合にあつては、上水道使用証明書）とする。

(収容定員の変更等に係る園地等の面積)

**第8条** 収容定員を変更する場合における当該変更後の園地面積については、第3条の規定を準用する。

2 収容定員の変更等に伴い新たに増設する保育室の面積については、第6条の規定を準用する。

(設置認可に係る資産等の審査基準)

**第9条** 幼稚園の設置認可に係る資産等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 設置する幼稚園の設備（賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。）、園舎及び園地は、負担付又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

ア 国又は地方公共団体から借用する場合

イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合

(2) 幼稚園設置に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であつて園舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てるときは、この限りでない。

(3) 幼稚園の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。）の3分の1以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。

(4) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、認可申請時において、収納されていること。

- (5) 幼稚園の経営については、毎年度の経常的支出に対し、授業料等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (6) 幼稚園の完成年度（全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。）までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

#### 付 則

- 1 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項による改正前の茨城県私立幼稚園設置に関する要項（昭和 51 年 4 月 1 日制定）の施行前に設置の認可を受けた幼稚園の園地面積並びに保育室及び遊戯室の面積については、第 3 条及び第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する幼稚園が収容定員の変更等に伴い園地を拡張し、又は保育室若しくは遊戯室を新設する場合におけるそれらの施設の面積については、第 3 条又は第 7 条の規定を適用する。

#### 付 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

#### 付 則

- 1 この要項は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 適用日前に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、設置の認可を受けた幼稚園の既存施設の保育室の面積については、第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による（1 室につき 53 平方メートル以上とする。）。

昭和三十一年文部省令第三十二号

## 幼稚園設置基準

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基き、幼稚園設置基準を次のように定める。

目次

[第一章 総則\(第一条・第二条\)](#)

[第二章 編制\(第三条一第六条\)](#)

[第三章 施設及び設備\(第七条一第十二条\)](#)

[第四章 雑則\(第十三条\)](#)

[附則](#)

### 第一章 総則

(趣旨)

第一条 幼稚園設置基準は、[学校教育法](#)施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(基準の向上)

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

### 第二章 編制

(一学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

(学級の編制)

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

(教職員)

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

### 第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園地、園舎及び運動場)

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなけれ

ばならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 幼児清浄用設備

五 給食施設

六 図書室

七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

#### 第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園及び保育所等(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第五項に規定する保育所等をいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるの

は「幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。
- 2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。
- 3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積(保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。)」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

附 則 (昭和三十七年一月三十一日 文部省令第二号)

この省令は、昭和三十七年二月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年一月二七日 文部省令第四四号)

この省令は、昭和三十七年二月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年三月二二日 文部省令第八号)

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年八月八日 文部省令第三八号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成七年二月八日 文部省令第一号)

- 1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際現に存する幼稚園については、改正後の第三条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一四年三月二九日 文部科学省令第一七号) 抄  
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条に一項を加える改正規定、第七条第二項、第八条第二項、第十条第一項及び第十二条の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日 文部科学省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年五月一三日 文部科学省令第三五号) 抄  
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月八日 文部科学省令第三四号)

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三〇日 文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日 文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改

正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月一〇日文科省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月一九日文科省令第三五号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月三十一日文科省令第二三号）

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

別表第1（園舎の面積）

学級数	1学級	2学級以上
面積	180平方メートル	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$ 平方メートル

別表第2（運動場の面積）

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル

## 既設幼稚園の学校法人化認可取扱要領

(趣旨)

第1条 学校法人立以外の幼稚園の設置者（以下「旧設置者」という。）が学校法人に設置者変更する場合における当該学校法人の設立認可については、関係法令に定めるもののほか、この取扱基準の定めるところによる。

(基本財産)

第2条 学校法人は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。）に定める施設及び設備を基本財産として所有しなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当し、教育上支障がないことが確実と認められ、かつ、長期にわたり安定して使用できる場合は、借用でも差し支えないものとする。

(1) 園地

(2) 園舎

ア 借用部分が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の所有であり、所有権を移転することが困難な場合。

イ 借用部分が公益法人の所有であり、当該法人の目的に照らして、所有権を移転することが困難な場合。

(負債等)

第3条 旧設置者の負債のうち幼稚園の園地、園舎及び設備の取得に要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、負債の引き受けを認めるものとし、この負債については、園地、園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。ただし、引き受ける負債の額は、寄付しようとする園地、園舎及び設備それぞれの評価額の範囲内とする。

(役員等)

第4条 役員、評議員等は、学校法人の管理及び運営に必要な知識及び経験を有するとともに学校法人の役員、評議員としてふさわしい社会的人望を有する者とする。

2 学校法人の役員及び評議員は財産の寄付者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し高い見識を有する者のうちから公正に選任するものとする。

3 学校法人の運営の中心となる者は、単に名目的な者でなく学校運営に専念できる者とする。

4 非常勤役員等は、その地位について報酬を受けないものとする。

5 宗教法人が学校法人を設立する場合は、寄付行為にその宗教法人の指名するもの1名を理事とする旨の規定を設けることができる。

付 則

この基準は、昭和55年11月1日から実施し、昭和51年3月31日現在設置されている幼稚園の設置者に適用するものとする。

○ 既設幼稚園の位置移転等に係る取扱基準

1 位置の変更

次の要件を満たす場合は、位置の変更として取り扱うこととし学校教育法施行規則第2条第1項第1号に基づき届出事項とする。

I 移転の理由が、次いずれかに該当すること

- ア 公共事業等に係る移転
- イ 教育環境の著しい悪化に伴う移転
- ウ その他合理的理由があり知事が認めた移転

II 次のいずれも満たすこと

- (1) 当該市町村の幼児施設設置協議会の同意（設置していない市町村については、当該市町村の長並びに当該市町村内に存する他の幼稚園及び私立保育所の設置者の同意）
  - (2) 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）及び茨城県私立幼稚園設置に関する要項（昭和51年4月1日制定）の基準を満たすこと  
また、学校法人立にあつては学校法人の寄付行為の認可基準等に関する要項（昭和62年3月5日制定）の基準を満たすこと
  - (3) 幼稚園の同一性の保持
    - ア 従前の認可定員及び学級編成が同一であること
    - イ 従前より、教育条件が向上又は同等水準であること
    - ウ 園児の通園区域及び募集区域に変更がない若しくは一部変更程度であること
    - エ 移転は同一市町村内であること
    - オ 教職員の組織及び体制が継続されていること
  - (4) 園舎等にかかわる補助金がある場合には、その処理が問題なく行われること
- 2 上記以外の場合は、既設幼稚園にあつては廃止認可、移転先の幼稚園にあつては、設置認可の事項として取り扱うこととする。

○就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月30日

茨城県条例第42号

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき，幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は，法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準(平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第1号)において使用する用語の例による。

#### (設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は，知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が，明るく，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により，心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### (設備運営基準の向上)

第4条 知事は，茨城県少子化対策審議会の意見を聴き，幼保連携型認定こども園に対し，設備運営基準を超えて，その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は，設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### (学級の編制の基準)

第5条 満3歳以上の園児については，教育課程に基づく教育を行うため，学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は，35人以下を原則とする。

3 学級は，学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情がある場合は、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、規則で定める。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)第46条(後段を除く。第9条第3項において同じ。)に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
  - (1) 副園長又は教頭
  - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
  - (3) 事務職員

(位置及び設備に関する一般的基準)

第7条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第8条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第1項第5号ア、イ、カ及びケに掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する同条例第45条第1項第5号イからケまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第9条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供を幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う場合において、当該方法により食事の提供を受ける園児数が20人に満たないときは、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 第1項に掲げる設備のうち乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

(園具及び教具)

第10条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育週数並びに教育及び保育を行う時間)

第11条 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはならない。

2 教育及び保育の時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。
- (2) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。
- (3) 前号の教育及び保育の時間については、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(履修困難な教科の学習指導)

第12条 園児が心身の状況によって履修することが困難な教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(幼保連携型認定こども園における子育ての支援に当たっての留意事項)

第13条 幼保連携型認定こども園における乳幼児の保護者に対する子育ての支援は、次に掲げる事項に留意して行われるものとする。

- (1) 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、保護者が子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨とすること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育に関する専門性を十分に活用すること。
- (3) 当該幼保連携型認定こども園が所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を、保護

者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

- (4) 前号に掲げる子育て支援事業を実施するに当たっては、当該幼保連携型認定こども園が所在する地域の人材や社会資源の活用が図られるよう努めること。

(掲示)

第14条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第15条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項及び第2項、第45条第1項第5号、第46条(後段を除く。)並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条、第15条第2項及び第3項並びに第21条第1項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育

		等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項
	その児童等	園児
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茨城県条例第42号)第15条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第20条	利用者	園児
第21条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
第45条第1項第5号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第1項第5号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
第45条第1項第5号イ	施設又は設備	設備
第45条第1項第5号ウ	施設及び設備	設備
第45条第1項第5号カ及び第46条第5号	乳幼児	園児
第46条	第15条第1項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第15条第1項

	幼児に	園児に
	幼児の年齢	園児の年齢
	， 幼児	， 園児
第50条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第4号で平成27年4月1日から施行)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限

る。)をいう。)をいう。)の設備については、第8条から第10条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第1項第5号ア、イ、カ及びケに掲げる要件を満たす」とあるのは「耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える」と、「同条例」とあるのは「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」と読み替えるものとする。
- 4 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」とあるのは、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」と読み替えるものとする。
- 5 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(規則で定める基準に適合する面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、第8条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
  - (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
  - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
  - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
  - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

○就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成27年3月2日

茨城県規則第5号

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茨城県条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。) ，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準(平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第1号)及び条例において使用する用語の例による。

(職員の数)

第3条 条例第6条第3項の職員の数は，一の幼保連携型認定こども園につき2人以上，かつ，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定めるところにより算定した員数以上とする。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね園児30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね園児20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね園児6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね園児3人につき1人
備考 (1) この表に定める員数は，副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び付則第5項において同じ。)を有し，かつ，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。) ，教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。) ，主幹保育教諭，指導保育教諭，保	

育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

- (2) この表に定める員数は、左欄の園児の区分に応じ、それぞれ右欄に定める員数を順次合算した数とする。
- (3) 1の項及び2の項に定めるところにより算定した職員の員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を職員の員数とする。
- (4) 園長が専任でない場合にあつては、原則として、この表に定める員数を1人増加するものとする。

(平28規則46・一部改正)

#### (園舎及び園庭の面積)

第4条 条例第8条第6項の規則で定める基準のうち、園舎の面積に係るものについては、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320+100\times(\text{学級数}-2)$

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積

2 条例第8条第6項の規則で定める基準のうち、園庭の面積に係るものについては、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330+30\times(\text{学級数}-1)$
3学級以上	$400+80\times(\text{学級数}-3)$

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

#### (園舎に備えるべき設備の面積)

第5条 条例第9条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積以上であることとする。ただし、乳児室とほふく室を一の設備として設ける場合における面積は、ほふくをしない満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートル以上、かつ、ほふくをする満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上であることとする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくしないものの数を乗じて得た面積

- (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくするものの数を乗じて得た面積
- (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第3条の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。)の職員の数については、茨城県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例(平成26年茨城県条例第55号)による改正前の茨城県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年茨城県条例第64号)第4条の規定の例による。  
(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)
- 3 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第3条の適用については、同条の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。  
(平28規則46・令和2規則39・一部改正)
- 4 登園時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を順次合算した数が1人となる場合であって、一の幼保連携型認定こども園に置く条例第6条第3項の職員(以下「従事職員」という。)の数を2人とするときは、当分の間、当該従事職員のうち1人は、第3条の表備考第1号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。  
(平28規則46・追加)
- 5 第3条の表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。  
(平28規則46・追加)

6 1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる従事職員の総数が、第3条の規定により置かなければならない従事職員の数(以下「基準従事職員数」という。)を超える場合における第3条の表備考第1号に規定する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる従事職員の総数から、基準従事職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平28規則46・追加)

7 前2項の規定により第3条の表備考第1号に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、基準従事職員数の3分の1を超えてはならない。

(平28規則46・追加)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

8 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第4条第2項及び第5条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第4条第2項	(1) 次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 1552 619 1644">学級数</th> <th data-bbox="619 1552 746 1644">面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1644 619 1794">2学級以下</td> <td data-bbox="619 1644 746 1794">330 + 30 ×(学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1794 619 1933">3学級以上</td> <td data-bbox="619 1794 746 1933">400 + 80 ×(学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330 + 30 ×(学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 ×(学級数 - 3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="995 1552 1118 1644">学級数</th> <th data-bbox="1118 1552 1246 1644">面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="995 1644 1118 1794">2学級以下</td> <td data-bbox="1118 1644 1246 1794">330 + 30 ×(学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 1794 1118 1933">3学級以上</td> <td data-bbox="1118 1794 1246 1933">400 + 80 ×(学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330 + 30 ×(学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 ×(学級数 - 3)
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	330 + 30 ×(学級数 - 1)													
3学級以上	400 + 80 ×(学級数 - 3)													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	330 + 30 ×(学級数 - 1)													
3学級以上	400 + 80 ×(学級数 - 3)													
	イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を													

	乗じて得た面積	
第5条	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくするものの数を乗じて得た面積 (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくするものの数を乗じて得た面積

(平28規則46・旧第4項繰下)

- 9 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第4条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句									
第4条第1項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table>		学級数	面積(平方メートル)		1学級	180		2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積
	学級数	面積(平方メートル)									
	1学級	180									
	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$									
第4条第2項	(1) 次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> </tbody> </table>		学級数	面積(平方メートル)		2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積			
	学級数	面積(平方メートル)									
	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$									

		3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$		
	イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積				

(平28規則46・旧第5項繰下)

10 条例付則第5項の規則で定める基準は、第4条第2項第1号の面積以上とする。

(平28規則46・旧第6項繰下)

付 則(平成28年規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和2年規則第39号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例

平成18年11月17日  
茨城県条例第64号

〔茨城県認定こども園の認定基準に関する条例〕を公布する。

茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例

(平24条例14・平26条例55・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき，幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定の要件(以下「認定要件」という。)を定めるものとする。

(平24条例14・平26条例55・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園型認定こども園 第3条第1号に掲げる認定要件に適合する施設であつて，法第3条第1項の規定による認定を受けたもの及び第3条第2号に掲げる認定要件に適合する施設であつて，法第3条第3項の規定による認定を受けたものをいう。
- (2) 保育所型認定こども園 第3条第3号に掲げる認定要件に適合する施設であつて，法第3条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 第3条第4号に掲げる要件に適合する施設であつて，法第3条第1項の規定による認定を受けたものをいう。

(平19条例66・平24条例14・平26条例55・一部改正)

(施設の機能に関する認定要件)

第3条 施設の機能に関する認定要件は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては，幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか，当該教育のための時間の終了後，当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその付属設備が一体的に設置されている施設にあつては，次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
  - ア 当該施設を構成する保育機能施設において，満3歳以上の子どもに対し学校教育法

(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 当該施設が保育所である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該保育所が所在する市町村における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(4) 当該施設が保育機能施設である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(5) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(平24条例14・追加，平26条例55・一部改正)

(職員の配置に関する認定要件)

第4条 職員の配置に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育及び保育に従事する職員の人数は、一の認定こども園につき2人以上、かつ、次に掲げる人数をいずれも満たす人数とする。

ア 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

イ 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上

エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

(2) 満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)が共通して利用する4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下とすること。

(3) 第1号ウ及びエに係る職員数が前号の規定により編制した学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該職員数とする。

(4) 認定こども園の長1人を置くこと。

(平24条例14・旧第3条線下・一部改正，平26条例55・一部改正)

(職員の資格に関する認定要件)

第5条 職員の資格に関する認定要件は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 満3歳未満の子どもの保育に従事する者は，保育士の資格を有する者であること。
- (2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は，幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者のいずれかであること。
- (3) 前号の規定にかかわらず，学級担任は，幼稚園の教員の免許状を有する者であること。
- (4) 第2号の規定にかかわらず，満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は，保育士の資格を有する者であること。
- (5) 認定こども園の長は，教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるために必要な管理及び運営を行う能力を有する者であること。

(平24条例14・旧第4条線下・一部改正，平26条例55・一部改正)

(施設設備に関する認定要件)

第6条 施設設備に関する認定要件は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については，それぞれの用に供される建物及びその附属設備(第5号において「建物等」という。)が原則として同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。
- (2) 園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては，満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室，遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室，ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4号ただし書において同じ。)は，次の表に掲げる基準を満たすこと。ただし，既存施設(法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所若しくは保育機能施設の用に供されている施設をいう。第4号ただし書及び第6号ただし書において同じ。)が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて，第4号本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては，第4号本文，第8号及び第9号)に掲げる基準を満たすときは，この限りでない。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- (3) 保育室又は遊戯室，屋外遊戯場及び調理室を設けること。ただし，次のいずれかに該当する場合は，調理室を設けないことができる。

ア 第7号ただし書の規定により満3歳以上の子どもに対する食事の提供を他の者に委託するとき。

イ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供を当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う場合であって、当該方法により食事の提供を受ける子どもの数が20人に満たないとき(当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えている場合に限る。)

(4) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の面積については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第2号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(5) 屋外遊戯場及び建物等が原則として同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。

(6) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であってアの基準を満たすとき及び既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であってイの基準を満たすときは、この限りでない。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについてアにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(7) 調理室内で子どもに提供する食事を調理すること。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、他の者に委託することができる。

ア 当該認定こども園が食事の提供に関する業務の責任を負い、当該業務に関し適切な管理体制が確保されていること。

イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、栄養等に関する指導が受けられること。

ウ 食事の提供に関する業務を受託する者については、当該業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー等への配慮等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 子どもの発育及び発達の段階に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成すること。

カ 当該認定こども園内に加熱、保存等の調理機能を有する設備が備えられているこ

と。

- (8) 満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3号に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けること。
- (9) 前号の乳児室又はほふく室の面積は、乳児室にあつては満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室にあつては満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。ただし、乳児室とほふく室を一の設備として設ける場合における面積は、ほふくをしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、かつ、ほふくをする満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(平23条例11・一部改正，平24条例14・旧第5条繰下・一部改正，平26条例55・一部改正)

(教育及び保育の内容に関する認定要件)

第7条 教育及び保育の内容に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び保育の内容については、法第3条第2項及び第4項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(以下「設備等基準」という。)を参酌して知事が別に定める基準に適合するものとする。
- (2) 前号に掲げる認定要件に適合するために必要な教育及び保育に関する全体的な計画を作成すること。

(平24条例14・旧第6条繰下・一部改正，平26条例55・一部改正)

(教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する認定要件)

第8条 教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設備等基準を参酌して知事が別に定める基準に適合するよう教育及び保育に従事する者の資質の向上を図ること。
- (2) 前号に掲げる認定要件に適合するために必要な研修その他の資質の向上のための事業に関する計画を作成すること。

(平24条例14・旧第7条繰下・一部改正)

(子育て支援事業に関する認定要件)

第9条 子育て支援事業に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て支援事業については、設備等基準を参酌して知事が別に定める基準に適合するものとする。
- (2) 前号に掲げる認定要件に適合するために必要な子育て支援事業に関する計画を作成すること。

(平24条例14・旧第8条繰下・一部改正)

(管理運営等に関する認定要件)

第10条 管理運営等に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多様な機能を一体的に提供するために必要な管理及び運営を行うこと。
- (2) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を基準として、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
- (3) 開園日数及び開園時間は、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるように定めること。
- (4) 施設の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営等に関する認定要件については、設備等基準を参酌して知事が別に定める基準に適合するものとする。
- (6) 前各号に掲げる認定要件に適合するために必要な管理運営等に関する計画を作成すること。

(平24条例14・旧第9条繰下・一部改正、平26条例55・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の資格に関する認定要件の特例)

- 2 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の学級担任に関する認定要件に係る第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「幼稚園の教員の免許状を有する者」とあるのは、「幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者であってその意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの(幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている者に限る。)」とする。

(平24条例14・一部改正)

- 3 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者に関する認定要件に係る第5条第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「保育士の資格を有する者」とあるのは、「保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者であってその意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの(保育士の資格の取得に向けた努力を行っている者に限る。)」とする。

(平24条例14・平26条例55・一部改正)

- 4 登園時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第4条第1号アからエまでに掲げる人数をいずれも満たす最少の人数が1人となる場合であって、一の認定こども園に置く職員の人数を2人とするときは、当分の間、第5条第1号、第2号及び第4号の規定にかかわらず、当該職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士

の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

(平28条例42・追加)

- 5 第5条第1号及び第4号(付則第3項の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において養護をつかさどる主幹教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第8項において同じ。)をもって代えることができる。

(平28条例42・追加)

- 6 第5条第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平28条例42・追加)

- 7 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、第4条第1号の規定により置かなければならない職員の数(以下「基準職員数」という。)を超える場合における第5条第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、基準職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平28条例42・追加)

- 8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、基準職員数の3分の1を超えてはならない。

付則第5項	第5条第1号及び第4号(付則第3項の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第6項	第5条第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第7項	第5条第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園	知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と

	の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	同等の知識及び経験を有すると認める者
--	---------------------------	--------------------

(平28条例42・追加)

付 則(平成19年条例第66号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第108号で平成19年12月26日から施行)

付 則(平成23年条例第11号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年条例第55号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第9号で平成27年4月1日から施行)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、この条例による改正後の茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1号の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の職員の配置については、なお従前の例による。

付 則(平成28年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

○茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1号，第8条第1号，第9条第1号及び第10条第5号に基づき設備等基準を参酌して知事が別に定める基準

平成18年11月30日  
茨城県告示第1336号

〔茨城県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年茨城県条例第64号)第6条第1号，第7条第1号，第8条第1号及び第9条第4号に基づき，設備等基準を参酌して知事が別に定める基準〕を次のように定める。

茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1号，第8条第1号，第9条第1号及び第10条第5号に基づき設備等基準を参酌して知事が別に定める基準  
(平24告示391・平27告示395・改称)

(教育及び保育の内容に関し知事が定める基準)

第1条 教育及び保育の内容に関し知事が定める基準は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び保育の内容は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条の規定，幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づくとともに，幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえること。
- (2) 次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。
  - ア 養護の行き届いた環境の下で，子どもの欲求を適切に満たし，生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
  - イ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て，健全な心身の基礎を培うようにすること。
  - ウ 人とのかかわりの中で，人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに，自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
  - エ 自然及び社会の身近な事象への興味及び関心を育て，それらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようにすること。
  - オ 日常生活の中で，言葉への興味及び関心を育て，喜んで話したり，聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
  - カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て，創造性を豊かにするようにすること。
- (3) 教育及び保育は，次に掲げる幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園(以下「認定こども園」という。)として配慮すべき内容を含むこと。

- ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮し、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- イ 子どもの1日の生活の連続性及び多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫をすること。
- ウ 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものが共通して利用する4時間程度の時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 教育及び保育については、前号に掲げるものを踏まえ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にすること。
- (5) 次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。
- ア 指導計画の作成に当たっては、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感の調和を図ること。
- イ 共通利用時間における教育及び保育については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施すること。
- ウ 満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、子どもの発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。
- エ 受験等を目的とした単なる知識及び特別な技能の早期獲得のみを目指すことのないように配慮すること。
- (6) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては健康、安全及び発達の確保を図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- イ 子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整える工夫をすること。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和を図るよう工夫をすること。
- ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士

の学び合いが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(7) 日々の教育及び保育の指導については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に留意すること。

ウ 子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図ること。

エ 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安及び動揺を与えないよう配慮すること。

オ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

カ 健全な食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取方法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

キ 楽しく食べる経験、食に関する体験活動等を通じて、食事することへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。

ク 利用時間の相違により食事を摂る子ども及び摂らない子どもがいることに配慮すること。

ケ 午睡については、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、一律としないよう配慮すること。

コ 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

サ 家庭との連携においては、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合う等日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

シ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、保護者間の相互理解が深まるように配慮すること。

(8) 次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図ること。

ア 教育及び保育の内容については、小学校教育への円滑な接続に向けた工夫を図り、

連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動，合同の研修の実施等を通じ，認定こども園及び小学校等の交流を積極的に進めること。

ウ 指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等，教育委員会及び小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

(平27告示395・一部改正)

(教育及び保育に従事する者の資質の向上に関し知事が定める基準)

第2条 教育及び保育に従事する者の資質の向上に関し知事が定める基準は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び保育に従事する者は，自らその資質の向上に努めること。
- (2) 日々の指導計画の作成，教材準備，研修等に必要な時間の確保については，午睡の時間及び休業日の活用，非常勤職員の配置等の工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園の長及び職員に対する当該認定こども園の内外での研修の幅を広げること。この場合においては，認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し，研修を実施するとともに，当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう勤務体制の組立て等に配慮すること。
- (5) 認定こども園の長は，認定こども園を1の園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用する調整能力の向上に努めること。

(平27告示395・一部改正)

(子育て支援に関し知事が定める基準)

第3条 子育て支援に関し知事が定める基準は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく，教育及び保育に関する専門性を活用し，子育て相談及び親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 子育て支援事業は，保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵かん養し，その専門性及び資質を向上させていくとともに，地域の子育てを支援するボランティア，特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)，専門機関等と連携する等地域の人材及び社会資源を活用すること。
- (4) 子育て支援事業の担当者は，子どもの育児及び保育に関する相談指導等について相

当の知識及び経験を有する者であること。

(平27告示395・一部改正)

(管理運営等に関し知事が定める基準)

第4条 管理運営等に関し知事が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定員は、原則として20人以上とすること。
- (2) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めること。
- (3) 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、母子家庭又は低所得家庭等の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町村との連携を図り、当該子どもの受入れに配慮すること。
- (4) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう適切な保険又は共済制度への加入を通じて補償の体制を整えること。
- (5) 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。

(平27告示395・一部改正)

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年告示第391号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年告示第395号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

○茨城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成18年11月30日  
茨城県規則第90号

茨城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

茨城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「省令」という。)並びに茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年茨城県条例第64号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茨城県条例第42号)(次条においてこれらを「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24規則11・平28規則44・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法及び条例において使用する用語の例による。

(平28規則44・一部改正)

(認定申請書)

第3条 法第4条第1項の申請書は、認定こども園認定申請書(様式第1号)とする。

(設置等の届出又は認可の申請)

第4条 法第16条又は法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の届出又は認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(届出書)(様式第2号)により行うものとする。

2 法第16条又は法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出又は認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(届出書)(様式第2号の2)により行うものとする。

(平28規則44・全改)

(変更の届出等)

第5条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による届出は、変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 省令第28条第1号の知事が定める数は、法第4条第1項第3号に規定する保育を必要とす

る子どもに係る利用定員に5分の1を乗じて得た数又は同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員に5分の1を乗じて得た数のうちいずれか少ない数とする。

- 3 省令第28条第2号の知事が定める変更は、職員の資格の保有状況に係る変更とする。  
(平28規則44・一部改正)

(運営状況の報告等)

第6条 法第30条第1項の規定による報告は、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園にあっては認定こども園運営状況報告書(様式第4号)により、幼保連携型認定こども園にあっては幼保連携型認定こども園運営状況報告書(様式第4号の2)により行うものとする。

- 2 省令第29条の知事の定める日は、6月30日とする。
- 3 省令第29条第2号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 職員の配置に関する事項
  - (2) 職員の資格に関する事項
  - (3) 施設設備に関する事項
  - (4) 教育及び保育の内容に関する事項
  - (5) 教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する事項
  - (6) 子育て支援事業に関する事項
  - (7) 管理運営等に関する事項
- 4 省令第29条第3号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 教育及び保育の目標並びに主な内容
  - (2) 実施する子育て支援事業
  - (3) 子どもの1日の活動内容
  - (4) 利用料
  - (5) 職員の資格の保有状況
  - (6) 園舎及び屋外遊戯場又は園庭の面積
  - (7) 食事の提供方法等
  - (8) 学級数
- (平28規則44・一部改正)

(廃止等の届出又は認可の申請)

第7条 認定こども園(幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに幼保連携型認定こども園(国又は県が設置するものを除く。))をいう。以下この条において同じ。)の設置者は、認定こども園を廃止し、若しくは休止し、又は休止した認定こども園を再開しようとするときは、認定こども園廃止(休止・再開)認可申請書(届出書)(様式第5号)により、廃止し、若しくは休止し、又は再開しようとする日の1月前までに知事に申請し、又は届け出るものとする。

(平28規則44・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定(「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。)は、平成24年7月9日から施行する。

付 則(平成28年規則第44号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和2年規則第83号)

- 1 この規則は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

(平24規則11・平28規則44・令2規則83・一部改正)

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所  
氏名

	法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名	
--	------------------------------	--

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項(第3項)の認定を受けたいので, 同法第4条第1項の規定により, 下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称		施設1		施設の種別	施設1	
		施設2			施設2	
施設の所在地		施設1				
		施設2				
定員	保育を必要とする子どもの数	満3歳未満		満3歳以上		合計
		※ 人( 人)	※ 人( 人)	※		
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数	満3歳未満		満3歳以上		人( 人)
		人	人			
認定こども園の名称						
認定こども園の長となるべき者の氏名						
教育及び保育の目標並びに主な内容		別紙2「教育及び保育の目標」及び「教育及び保育の主な内容」のとおり				
実施する子育て支援事業		別紙2「実施する子育て支援事業」のとおり				
開設予定年月日		年 月 日				

備考

- この様式において「認定こども園」とは, 幼稚園型認定こども園, 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園をいう。
- 共同して申請する場合は, 申請者を2段書きすること。

3 「施設の名称」欄、「施設の種別」欄及び「施設の所在地」欄は、認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に、2の施設で構成する場合は「施設1」欄及び「施設2」欄に、それぞれ記入すること。

4 「施設の種別」欄には、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別を記入すること。

5 ※欄の括弧内には、保育所型認定こども園を構成する保育所において、定員を超えて保育を行う場合は、その超える数を記入すること。

#### 添付書類

- 1 職員及び施設設備に関する調書(別紙1)
- 2 教育保育概要(別紙2)
- 3 幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有することを証する書類の写し
- 4 申請者の定款、寄付行為その他の規約及び登記事項証明書(申請者が個人の場合にあっては、住民票)の写し
- 5 施設の周辺の地図
- 6 建物の配置図、平面図及び立面図
- 7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- 8 土地及び建物の登記事項証明書並びに使用の権利を証する書類の写し
- 9 食事の提供に関する業務の委託契約書の写し
- 10 食事に関する計画を記載した書類
- 11 教育及び保育に関する全体的な計画を記載した書類
- 12 教育及び保育に従事する者の研修その他の資質の向上のための事業に関する計画を記載した書類
- 13 子育て支援事業に関する計画を記載した書類
- 14 管理運営等に関する計画を記載した書類(別紙3)
- 15 保育する子どもに関して契約している保険等の契約書の写し
- 16 利用料に関する書類
- 17 認定こども園の長となるべき者の履歴書
- 18 その他知事が必要と認める書類

別紙1

職員及び施設設備に関する調書

子ども の 定 員 等	区分	満1歳未満	満1歳	満2歳	満3歳	満4歳	満5歳	合計	
	保育を必要とする子どもの定員及び数	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	保育を必要とする子ども以外の子どもの定員及び数				人 (人)	人 (人)	人 (人)		人 (人)
学級数					学級			学級	
職員 配 置 の 状 況	必要な職員数	※1  人 (人)	※2  人 (人)	※3  人 (人)	※4  人 (人)	※5  人 (人)			
	職員の配置	保育士の資格を有する者  人	保育士の資格を有する者  人	幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格の両方を有する者  人 幼稚園の教員の免許状のみを有する者  人 保育士の資格のみを有する者  人	人				
職員 資 格 の 状 況 等	職名	氏名	年齢	免許又は資格	学級担任	常勤又は非常勤の別	非常勤職員の勤務形態		
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時 間/日		
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時 間/日		
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時 間/日		
			幼・保		常勤・非常勤	日/月 時			

							間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
			幼・保		常勤・非常勤		日/月 時 間/日
建物の構造等	構造	階数	総面積		利用形態		
	造		m2		1 自己所有 2 賃貸借契約(期間 年間) 3 使用貸借契約(期間 年間)		
施設	室名			面積	室名	面積	
	乳児室			m2	遊戯室	m2	
	ほふく室			m2	調乳室	m2	
	満2歳の子どもが使用する保育室			m2	もく浴室	m2	
	満3歳以上の子どもが使用する保育室			m2	職員室	m2	
	調理室			m2			
	合計			m2			
	園舎の面積			m2			
	屋外遊戯場の面積			m2			
土地の状況	敷地面積			利用形態			
	m2			1 自己所有 2 賃貸借契約(期間 年間) 3 使用貸借契約(期間 年間)			

等			
食事の提供方法等	食事の提供方法	自園調理・自園調理(委託)・外部搬入	
	栄養指導を行う栄養士	氏名	所属
	加熱、保存等の調理機能を有する設備	設備名	数量
学級担任の特例を適用する職員	氏名	幼稚園の教員の免許状の取得に係る試験の受験状況又は養成課程の履修状況	認定こども園の長となるべき者(認定こども園の長)の意見
教育及び保育時間相当利用児担当の特例	氏名	保育士の資格の取得に係る試験の受験状況又は養成課程の履修状況	認定こども園の長となるべき者(認定こども園の長)の意見

を 適 用 す る 職 員			
---------------------------------	--	--	--

備考

1 「子どもの定員等」欄の括弧内には、申請年月日の前日に保育している子どもの数を記入すること。

2 「※1」欄には満1歳未満の子どもの定員を3で除して得た数(その数に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次項において同じ。)を、「※2」欄には満1歳及び満2歳の子どもの定員を合計して得た数を6で除して得た数を、「※3」欄には満3歳の子どもの定員を20で除して得た数を、「※4」欄には満4歳及び満5歳の子どもの定員を合計して得た数を30で除して得た数を、それぞれ記入すること。

3 「※1」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満1歳未満の子どもの数を3で除して得た数を、「※2」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満1歳及び満2歳の子どもの数を合計して得た数を6で除して得た数を、「※3」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満3歳の子どもの数を20で除して得た数を、「※4」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満4歳及び満5歳の子どもの数を合計して得た数を30で除して得た数を、それぞれ記入すること。

4 「※5」欄には、「※1」欄から「※4」欄までの数を合計して得た数(その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。次項において同じ。)を記入すること。

5 「※5」欄の括弧内には、「※1」欄から「※4」欄までの括弧内の数を合計して得た数を記入すること。

6 「免許又は資格」欄は、幼稚園の教員の免許状を有する者は「幼」を、保育士の資格を有する者は「保」を、両方を有する者は「幼」及び「保」を、それぞれ○で囲むこと。

7 「学級担任」欄には、学級担任をする者の欄に○を付すこと。

8 「常勤又は非常勤の別」欄には、該当するものを○で囲むこと。

9 「非常勤職員の勤務形態」欄には、1月当たりの勤務日数及び勤務時間を記入すること。

10 「利用形態」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

11 「食事の提供方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。

12 「学級担任の特例を適用する職員」とは、茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例(次項において「条例」という。)付則第2項の規定により保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものとされた職員をいう。

13 「教育及び保育時間相当利用児担当の特例を適用する職員」とは、条例付則第3項の規定により幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものとされた職員をいう。

14 記入する欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別葉とすること。

別紙2

教育保育概要

認定こども園の名称								
教育及び保育の目標								
教育及び保育の主な内容	開園日数	日／年	教育時間	平日	時	分～	時	分
				土曜日	時	分～	時	分
				日曜日 休日	時	分～	時	分
	教育週数	週／年	保育時間	平日	時	分～	時	分
				土曜日	時	分～	時	分
				日曜日 休日	時	分～	時	分
実施する子育て支援事業	事業名		実施日数		担当職員			
			日／週		保育教諭			
			日／週		人(うち兼任 人)			
			日／週		幼稚園教諭			
			日／週		人(うち兼任 人)			
			日／週		保育士			
		日／週		人(うち兼任 人)				
				その他の職員				
				人(うち兼任 人)				
子どもの1日の活動内容	満3歳未満			満3歳以上				
	時刻	活動内容		時刻	活動内容			
利用料								

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 2 「事業名」欄には、次の各号に掲げる事業のいずれかを記入すること。
  - (1) 親子のつどいの場等提供事業 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(2) 子育て家庭訪問事業 家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(3) 一時保育事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

(4) 子育て支援連絡調整事業 子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業

(5) 子育て支援サポート事業 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

3 「担当職員」欄の括弧内には、担当職員が子育て支援事業のほか教育及び保育に従事する場合にその数を記入すること。

4 「利用料」欄には、利用料、入園料、食事代等認定こども園の利用に要する費用を記入すること。

5 記入する欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別葉とすること。

別紙3

管理運営等に関する計画

選考の方法		
耐震，防災，防犯等子どもの健康及び安全確保する体制の状況		
民間保険等への加入状況	保険の種類	
	保険会社名	
	保険金額(補償金額)	円
情報開示の方法		
自己評価，外部評価等の実施方法		

備考

- 1 「選考の方法」欄には，選考基準，特別な配慮が必要な子どもの選考，市町村との連携等について記入すること。
- 2 「耐震，防災，防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制の状況」欄には，避難訓練の実施，子ども及び職員の健康診断の実施等について記入すること。
- 3 「情報開示の方法」欄には，開示する内容，開示する方法等について記入すること。
- 4 「自己評価，外部評価等の実施方法」欄には，自己評価及び外部評価の実施方法，評価者及び評価結果の公表方法等について記入すること。
- 5 記入する欄が不足する場合は，適宜欄を設けて記入するか，又は別葉とすること。

様式第2号(第4条関係)

(平28規則44・全改・令2規則83・一部改正)

年 月 日

茨城県知事 殿

申請(届出)者 住所  
氏名

法人又は団体にあつては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名

幼保連携型認定こども園設置認可申請書(届出書)

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項(第16条)の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します(届け出ます)。

記

幼保連携型認定こども園の名称				
施設の所在地				
目的				
定員	保育を必要とする子どもの数	満3歳未満 人	満3歳以上 人	合計 人
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数		満3歳以上 人	
園長となるべき者の氏名				
経費の見積り及び維持方法				
教育及び保育の目標並びに主な内容		別紙2「教育及び保育の目標」及び「教育及び保育の主な内容」のとおり		
実施する子育て支援事業		別紙2「実施する子育て支援事業」のとおり		
開設予定年月日		年 月 日		

添付書類

- 1 職員及び設備に関する調書(別紙1)
- 2 教育保育概要(別紙2)
- 3 管理運営等に関する計画を記載した書類(別紙3)
- 4 その他知事が必要と認める書類

別紙1

職員及び設備に関する調書

園児の定員等	区分	満1歳未満	満1歳	満2歳	満3歳	満4歳	満5歳	合計
	保育を必要とする子どもの定員及び数	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	保育を必要とする子ども以外の子どもの定員及び数				人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	学級数				学級			学級
職員配置の状況	必要な職員数	※1 人 (人)	※2 人 (人)	※3 人 (人)	※4 人 (人)	※5 人 (人)		
	職員の配置	人	人	人		人		
職員資格の状況等	職名	氏名	年齢	免許又は資格	学級担任	常勤又は非常勤の別	非常勤職員の勤務形態	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日	
建	構造	階数	総面積	利用形態				

物の構造等	造		m2	1 自己所有 2 賃貸借契約(期間 年間)	
	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他			3 使用貸借契約(期間 年間)	
設備	室名		面積	室名	
	乳児室		m2	遊戯室	
	ほふく室		m2	調乳室	
	満2歳以上満3歳未満の園児が使用する保育室		m2	もく浴室	
	満3歳以上の園児が使用する保育室		m2	職員室	
	調理室		m2	便所	
	保健室		m2	会議室	
	図書室		m2		
	合計			m2	
	園舎の面積			m2	
	園庭の面積			m2	
	飲料用設備	有・無	放送聴取設備	有・無	
	手洗用設備	有・無	映写設備	有・無	
	足洗用設備	有・無	水遊び場	有・無	
園児清浄用設備	有・無				
土地の状況等	敷地面積		利用形態		
	m2		1 自己所有 2 賃貸借契約(期間 年間) 3 使用貸借契約(期間 年間)		
食事の提供方法等	食事の提供方法	自園調理 ・ 自園調理(委託) ・ 外部搬入			
	栄養指導を行う栄養士	氏名	所属		
	加熱, 保存等の調理機能を有する設備	設備名	数量		

備考

- 1 「園児の定員等」欄の括弧内には、開設予定日における園児の見込み数を記入する

こと。

2 「※1」欄には満1歳未満の園児の定員を3で除して得た数(その数に小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次項において同じ。)を、「※2」欄には満1歳以上満3歳未満の園児の定員を合計して得た数を6で除して得た数を、「※3」欄には満3歳以上満4歳未満の園児の定員を20で除して得た数を、「※4」欄には満4歳以上の園児の定員を合計して得た数を30で除して得た数を、それぞれ記入すること。

3 「※1」欄の括弧内には申請年月日の前日における満1歳未満の園児の数を3で除して得た数を、「※2」欄の括弧内には申請年月日の前日における満1歳以上満3歳未満の園児の数を合計して得た数を6で除して得た数を、「※3」欄の括弧内には申請年月日の前日における満3歳以上満4歳未満の園児の数を20で除して得た数を、「※4」欄の括弧内には申請年月日の前日における満4歳以上の園児の数を合計して得た数を30で除して得た数を、それぞれ記入すること。

4 「※5」欄には、「※1」欄から「※4」欄までの数を合計して得た数(小数点以下を四捨五入する。次項において同じ。)を記入すること。

5 「※5」欄の括弧内には、「※1」欄から「※4」欄までの括弧内の数を合計して得た数を記入すること。

6 「職員資格の状況」欄については、資格を有していない職員も含め、園に勤務する全ての職員(嘱託の医師・歯科医師・薬剤師を含む)を記載し、「職名」欄には、園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、保育教諭、助保育教諭、講師、養護助教諭、栄養士、調理員、医師、歯科医師、薬剤師等を記載すること。

7 「免許又は資格」欄には、幼稚園の教員の免許状を有する者は「幼」を、保育士の資格を有する者は「保」を、両方を有する者は「幼」及び「保」を、それぞれ○で囲むこと。

8 「学級担任」欄には、学級担任をする者の欄に○を付すこと。

9 「常勤又は非常勤の別」欄には、該当するものを○で囲むこと。

10 「非常勤職員の勤務形態」欄には、1月当たりの勤務日数及び勤務時間を記入すること。

11 「構造」「利用形態」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

12 記入する欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別葉とすること。

別紙2

教育保育概要

幼保連携型 認定こども 園の名称								
教育及び保 育の目標								
教育及び保 育の主な内 容	開園日数	日／年	教育時間	平日	時	分～	時	分
				土曜日	時	分～	時	分
				日曜日 休日	時	分～	時	分
	教育週数	週／年	保育時間	平日	時	分～	時	分
				土曜日	時	分～	時	分
				日曜日 休日	時	分～	時	分
実施する子 育て支援事 業	事業名		実施日数	担当職員				
			日／週	保育教諭				
			日／週	人(うち兼任 人)				
			日／週	幼稚園教諭				
			日／週	人(うち兼任 人)				
		日／週	保育士					
		日／週	人(うち兼任 人)					
		日／週	その他の職員					
		日／週	人(うち兼任 人)					
園児の1日 の活動内容	満3歳未満			満3歳以上				
	時刻	活動内容		時刻	活動内容			
利用料								

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

2 「事業名」欄には、次の各号に掲げる事業のいずれかを記入すること。

(1) 親子のつどいの場等提供事業 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(2) 子育て家庭訪問事業 家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(3) 一時保育事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

(4) 子育て支援連絡調整事業 子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する

者との間の連絡及び調整を行う事業

(5) 子育て支援サポート事業 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

3 「担当職員」欄の括弧内には、担当職員が子育て支援事業のほか教育及び保育に従事する場合にその数を記入すること。

4 「利用料」欄には、利用料，入園料，食事代等認定こども園の利用に要する費用を記入すること。

5 記入する欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか，又は別葉とすること。

別紙3

管理運営等に関する計画

選考の方法		
耐震，防災，防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制の状況		
民間保険等への加入状況	保険の種類	
	保険会社名	
	保険金額(補償金額)	円
情報開示の方法		
自己評価，外部評価等の実施方法		
苦情窓口の設置状況		

備考

- 1 「選考の方法」欄には，選考基準，特別な配慮が必要な子どもの選考，市町村との連携等について記入すること。
- 2 「耐震，防災，防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制の状況」欄には，災害対策設備，防災計画，食品等の備蓄状況，地域住民との連携方法，避難訓練の実施，子ども及び職員の健康診断の実施等について記入すること。
- 3 「情報開示の方法」欄には，開示する内容，開示する方法等について記入すること。
- 4 「自己評価，外部評価等の実施方法」欄には，自己評価及び外部評価の実施方法，評価者及び評価結果の公表方法等について記入すること。
- 5 「苦情窓口の設置状況」欄には，苦情受付担当者の氏名，苦情解決のための手続方法，担当者及び手続方法の周知方法について記載すること。
- 6 記入する欄が不足する場合は，適宜欄を設けて記入するか，又は別葉とすること。

様式第2号の2(第4条関係)

(平28規則44・追加・令2規則83・一部改正)

年 月 日

茨城県知事 殿

変更前の設置者 住所  
氏名

変更後の設置者 住所  
氏名

法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(届出書)

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条第1項(第16条)の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します(届け出ます)。

記

項目	変更前	変更後
幼保連携型認定こども園の名称		
施設の所在地		
目的		
変更年月日		
変更の理由		

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第4号から第6号までの規定に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

様式第3号(第5条関係)

(平24規則11・平28規則44令2規則83・一部改正)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者	住所 氏名
	法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項(第28条の規定により周知された事項) を変更する

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号に掲げる事項

ので、 同法第29条第1項 の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。  
同規則第15条第2項

記

認定こども園の名称		
施設の所在地	施設1	
	施設2	
変更する事項	変更前	変更後
変更予定年月日	年 月 日	

備考

1 この様式において「認定こども園」とは、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに幼保連携型認定こども園(国又は県が設置する

ものを除く。)をいう。

- 2 不要な文字は、消すこと。
- 3 共同して届出をする場合は、設置者を2段書きすること。
- 4 「施設の所在地」欄は、認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に、2の施設で構成する場合は「施設1」欄及び「施設2」欄に、それぞれ記入すること。
- 5 変更する事項が確認できる書類を添付すること。

様式第4号(第6条関係)

(平28規則44・令2規則83・一部改正)

年 月 日

茨城県知事 殿

	設置者	住所 氏名
		法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第30条第1項の規定により，認定こども園の運営状況について，下記のとおり報告します。

記

施設の名称	施設1	施設の種別	施設1	
	施設2		施設2	
施設の所在地	施設1			
	施設2			
報告年月日の前日において保育を必要とする子どもの利用定員	満3歳未満	満3歳以上	合計	
	人	人	人	
報告年月日の前日において保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員	満3歳未満	満3歳以上		
	人	人		
認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				

備考

- この様式において「認定こども園」とは，幼稚園型認定こども園，保育所型認定こ

ども園及び地方裁量型認定こども園をいう。

2 共同して報告をする場合は、設置者を2段書きすること。

3 「施設の名称」欄、「施設の種別」欄及び「施設の所在地」欄は、認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に、2の施設で構成する場合は「施設1」欄及び「施設2」欄に、それぞれ記入すること。

4 「施設の種別」欄には、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別を記入すること。

添付書類

1 職員及び施設設備に関する調書(茨城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(以下「規則」という。)様式第1号の別紙1を使用すること。)

2 教育保育概要(規則様式第1号の別紙2を使用すること。)

3 職員について変更があった場合には、変更に係る職員の幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有することを証する書類の写し

4 食事の提供に関する業務の委託契約書の写し

5 食育に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

6 教育及び保育に関する全体的な計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

添付書類

7 教育及び保育に従事する者の研修その他の資質の向上のための事業に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

8 子育て支援事業に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

9 管理運営等に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

10 保育する子どもに関して契約している保険等の契約書の写し

11 利用料に関する書類

12 その他知事が必要と認める書類

様式第4号の2(第6条関係)

(平28規則44・追加・令2規則83・一部改正)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住所  
氏名

法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により，幼保連携型認定こども園の運営状況について，下記のとおり報告します。

記

幼保連携型認定こども園の名称			
施設の所在地			
報告年月日の前日において保育を必要とする子どもの利用定員	満3歳未満	満3歳以上	合計
	人	人	人
報告年月日の前日において保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員	満3歳未満	満3歳以上	
		人	
園長の氏名			

添付書類

1 職員及び設備に関する調書(茨城県就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(次項において「規則」という。)様式第2号別紙1を使用すること。)

2 教育保育概要(規則様式第2号別紙2を使用すること。)

3 職員について変更があった場合には，変更に係る職員の幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有することを証する書類の写し

4 食事の提供に関する業務の委託契約書の写し

5 利用料に関する書類

6 その他知事が必要と認める書類

様式第5号(第7条関係)

(平28規則44・令2規則83・一部改正)

年 月 日

茨城県知事 殿

	設置者	住所
		氏名
		法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

認定こども園廃止(休止・再開)認可申請書(届出書)

認定こども園を廃止(休止・再開)したい(する)ので、下記のとおり申請します(届け出ます)。

記

施設の名称	施設1	施設の種別	施設1	
	施設2		施設2	
施設の所在地	施設1			
	施設2			
届出年月日の前日において保育を必要とする子どもの数	満3歳未満	満3歳以上	合計	
	人	人	人	
届出年月日の前日において保育を必要とする子ども以外の子どもの数	満3歳未満	満3歳以上		
	人	人		
認定こども園の名称				
廃止(休止・再開)の予定年月日	年 月 日			
廃止(休止・再開)の理由				

休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
保育している子ども(園児)の処置方法	
財産の処分方法	

#### 備考

- 1 この様式において「認定こども園」とは、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに幼保連携型認定こども園をいう。
- 2 不要な文字は、消すこと。
- 3 共同して届け出る場合は、設置者を2段書きすること。
- 4 「施設の名称」欄、「施設の種別」欄及び「施設の所在地」欄には、認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に、2の施設で構成する場合は「施設1」及び「施設2」欄に、それぞれ記入すること。
- 5 「施設の種別」欄には、幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別を記入すること。
- 6 廃止又は休止の場合は、次に掲げる事項(休止の場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。)について知事が必要と認める書類を添付すること。
  - (1) 廃止又は休止の理由
  - (2) 保育している子ども又は園児の処置方法
  - (3) 廃止の期日又は休止の予定期間
  - (4) 財産の処分

5 私立高等学校・中等教育学校・中学校・  
義務教育学校及び小学校関係規定

## 私立学校設置認可の基準等に関する要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校及び小学校（以下「私立学校」という。）の設置（収容定員の変更（収容定員を増加する場合に限る。）を含む。以下同じ。）の認可基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 私立学校の設置者は、学校教育法その他関係法令にのっとり、学校教育の水準の維持向上に努めるものとし、いやしくも、この要項に定める基準を理由に学校教育の水準を低下させてはならない。

(高等学校設置認可基準)

**第2条** 高等学校の設置認可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。
- (2) 高等学校に置く副校長及び教頭の数とは当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。
- (3) 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。
- (4) 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- (5) 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。
- (6) 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。
- (7) 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。
- (8) 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (9) 高等学校の校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、別表1に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (10) 校舎には、教室（普通教室、特別教室等とする。）、図書室、保健室、職員室のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。
- (11) 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (12) 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備え、常に改善し、補充しなければならない。
- (13) 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。
- (14) 前各号に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成16年文部省令第20号）を準用する。

(中等教育学校設置認可基準)

**第3条** 中等教育学校の認可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前期課程の設備、編成その他設置に関する事項については、中学校の設置認可基準

の規定を準用する。

- (2) 後期課程の設備、編成その他設置に関する事項については、高等学校の設置認可基準の規定を準用する。

(中学校設置認可基準)

**第4条** 中学校の設置認可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。
- (2) 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、1学級当たり1人以上とする。教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- (3) 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- (4) 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表2及び3に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。
- (6) 校舎には、教室（普通教室、特別教室等とする。）、図書室、保健室、職員室のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。
- (7) 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (8) 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えるものとし、これらの校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
- (9) 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。
- (10) 前各号に定めるもののほか、中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第15号）を準用する。

(義務教育学校設置認可基準)

**第5条** 義務教育学校の認可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前期課程の設備、編成その他設置することについては、小学校の設置認可基準の規定を準用する。
- (2) 後期課程の設備、編成その他設置に関する事項については、中学校の設置認可基準の規定を準用する。

(小学校設置認可基準)

**第6条** 小学校の設置認可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。
- (2) 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、1学級当たり1人以上とする。教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- (3) 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

- (4) 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表4及び5に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。
- (6) 校舎には、教室（普通教室、特別教室等とする。）、図書室、保健室、職員室のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。
- (7) 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (8) 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備え、常に改善し、補充しなければならない。
- (9) 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。
- (10) 前各号に定めるもののほか、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第14号）を準用する。

（設置認可に係る資産等の審査基準）

**第7条** 私立学校の設置認可に係る資産等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する学校の設備（賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。）、校舎及び校地は、負担付又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。
  - ア 国又は地方公共団体から借用する場合
  - イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合
- (2) 学校設置に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であつて校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てるときは、この限りでない。
- (3) 学校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。）の3分の1以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。
- (4) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、認可申請時において、収納されていること。
- (5) 学校の経営については、学校の種類及び規模に応じて、毎年度の経常的支出に対し、授業料及び入学金等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (6) 学校の完成年度（全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。）までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

付 則

- 1 この要項は、昭和56年7月1日から適用する。
- 2 第7条から第9条までの規定は、昭和57年4月1日までに開設する私立学校には適用しない。
- 3 茨城県私立学校認可手続内規は、昭和56年6月30日をもって、これを廃止する。

付 則

この要項の改正は、昭和62年7月1日から適用する。ただし、改正後の第2条第1項第2号及び別表第1から別表第3までの規定は、昭和64年4月1日から適用する。

付 則

この要項の改正は、平成18年9月15日から適用する。

付 則

この要項の改正は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要項の改正は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要項の改正は、平成30年2月1日から適用する。

別表1（第2条第1項第9号）高等学校校舎面積基準表

収容定員	面積（平方メートル）
120人以下	1200
121人以上480人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

別表2（第4条第1項第4号）中学校校舎面積基準表

収容定員	面積（平方メートル）
1人以上40人以下	600
41人以上480人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
481人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

別表3（第4条第1項第4号）中学校運動場面積基準表

収容定員	面積（平方メートル）
1人以上240人以下	3600
241人以上720人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721人以上	8400

別表4（第6条第1項第4号）小学校校舎面積基準表

収容定員	面積（平方メートル）
1人以上40人以下	500
41人以上480人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
481人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

別表5（第6条第1項第4号）小学校運動場面積基準表

収容定員	面積（平方メートル）
1人以上240人以下	2400
241人以上720人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
721人以上	7200

## 私立高等学校通信制課程の設置及び運営等に関する要項

### (趣旨)

- 第1条 私立高等学校通信制課程の設置及び運営については、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。）並びに高等学校学習指導要領（以下「指導要領」という。）等その他の関係法令等の規定によるほか、この要項に定めるところによる。
- 2 通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、通信制の課程の編成、施設、設備等がこの要項で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

### (教育課程の編成等)

- 第2条 実施校の設置者は、高等学校教育として、教育基本法、学校教育法、指導要領等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成しなければならない。
- 2 教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「教科・科目等」という。）のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成しなければならない。

### (通信教育の方法等)

- 第3条 私立高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。
- 2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができる。
- 3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。
- 4 通信教育については、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行わなければならない。
- 5 面接指導及び試験は、実施校のほか、原則として、規程第3条に規定する協力校（以下「協力校」という。）又は面接指導及び試験を実施するための施設（以下「面接指導実施施設」という。）において行うものとする。
- 6 添削指導に用いる課題は、その大部分を記述式であることとし、添削指導は正誤のみの記載ではなく必要な解説等を付すこと。
- 7 多様なメディアを利用して行う学習を取り入れる場合は、計画的かつ継続的に提供され、高等学校教育の目標及びその水準の維持に十分配慮すること。

### (通信教育実施区域)

- 第4条 実施校の通信教育を受ける生徒の住所（以下「通信教育実施区域」という。）が、茨城県内のほか、他の都道府県に及ぶ場合には、当該都道府県の意向を踏まえなければならない。
- 2 通信教育実施区域は、通信教育の実施にあたり支障のない範囲で定めるものとする。

### (通信制の課程の規模)

- 第5条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、240人以上とする。ただし、特別の事情

があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 実施校の設置者は、前項の収容定員について、通信教育の実施にあたり十分な教育環境が確保されるよう、適正な人数を定めなければならない。

(教諭の数等)

第6条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。特に、協力校又は面接指導実施施設において、面接指導及び試験を実施する場合は、担当教諭の配置等具体的な実施計画を立てた上で行わなければならない。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教諭等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教諭等と兼ねることができる。

(事務職員の数)

第7条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(施設及び設備の一般的基準)

第8条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第9条 通信制の課程のみを置く私立高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とする。ただし、次条第4項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

(校舎に備えるべき施設)

第10条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- (1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- (2) 図書室、保健室
- (3) 職員室

- 2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。
- 3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。
- 4 独立校における第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(校具及び教具)

第11条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及

び数の校具及び教具を備えなければならない。

(協力校)

第12条 実施校の設置者は、協力校を設ける場合には、当該協力校の設置者との協力及び連携を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。

2 実施校の設置者は、協力校を設ける場合は、当該実施校の学則に当該協力校の名称及び位置を記載することとし、私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則(昭和38年茨城県規則第5号。以下「細則」という。)の規定に基づき、当該協力校の施設及び設備の概要、当該協力校における教育計画の概要並びに当該協力校の設置者の同意の文書等の書類を添えて、知事に認可申請又は届出を行わなければならない。

(面接指導実施施設)

第13条 実施校の設置者は、面接指導実施施設を設ける場合には、当該面接指導実施施設の設置者と協力及び連携を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。

2 面接指導実施施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 学校法人等が設置する教育施設(大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、指定技能教育施設)であること。

(2) 当該面接指導実施施設の本来の目的である教育活動等に支障がなく、実施校の教育を行うことができる施設及び設備が提供されること。

(3) 実施校の設置者は、当該面接指導実施施設の利用について当該面接指導実施施設の設置者の同意を得ていること。

3 実施校の設置者は、面接指導実施施設を設ける場合は、当該実施校の学則に面接指導実施施設の名称及び位置を記載することとし、細則の規定に基づき、当該面接指導実施施設の施設及び設備の概要、当該面接指導実施施設における教育計画の概要並びに当該面接指導実施施設の設置者の同意の文書等の書類を添えて、知事に認可申請又は届出を行わなければならない。

(指定技能教育施設)

第14条 実施校の設置者は、学校教育法第55条に規定する技能教育のための施設(以下「指定技能教育施設」という)と連携する場合には、当該指定技能教育施設の設置者との連携を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。

(資産等)

第15条 実施校の設置認可に係る資産等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施校の設備(賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。)、校舎及び校地は、原則として負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、かつ、教育上支障がないときは、この限りではない。

ア 国又は地方公共団体から校舎の用に供する建物を借用する場合

イ 国又は地方公共団体以外の者から校舎の用に供する建物を借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり校舎として安定して使用できる保証がある場合

(2) 実施校の設置に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源には、原則として、借入金

その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付けを受ける場合であって校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てるときは、この限りでない。

- (3) 実施校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。）の3分の1以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。
- (4) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、認可申請時において、収納されていること。
- (5) 実施校の経営については、毎年度の経常的支出に対し、授業料、入学金等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (6) 実施校の完成年度（全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。）までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

（その他）

第16条 実施校の設置者は、生徒募集に当たり、入学志願者、その保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。

- 2 実施校の設置者は、実施校と実施校の生徒を学習面や生活面で支援する民間施設（以下「サポート施設」という。）との関係について、生徒、保護者等の誤解を招くような連携を行ってはならない。
- 3 協力校、面接指導実施施設、指定技能教育施設、サポート施設及びその他の施設（以下「連携施設」と総称する。）と協力及び連携を行う実施校の設置者は、連携施設との協力及び連携の内容について、連携施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うとともに、連携施設との協力及び連携の内容について担当する教諭等を配置し、連携施設を定期的に訪問するなど、適切な協力及び連携関係の確保に努めること。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成30年1月1日から施行する。

平成十六年文部科学省令第二十号

高等学校設置基準

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、高等学校設置基準(昭和三十二年文部省令第一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

[第一章 総則\(第一条—第四条\)](#)

[第二章 学科\(第五条・第六条\)](#)

[第三章 編制\(第七条—第十一条\)](#)

[第四章 施設及び設備\(第十二条—第十八条\)](#)

[附則](#)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 高等学校は、[学校教育法](#)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(設置基準の特例)

第二条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事(以下「都道府県教育委員会等」という。)は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第三条 削除

第四条 削除

第二章 学科

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科

- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

### 第三章 編制

(授業を受ける生徒数)

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第十一条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

### 第四章 施設及び設備

(一般的基準)

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積(平方メートル)
一二〇人以下	1200
一二一人以上四八〇人以下	1200+6×(収容定員-120)
四八一人以上	3360+4×(収容定員-480)

(運動場の面積)

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一九年一〇月三〇日文科科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文科科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定(副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成二十年四月一日から施行する。

中学校設置基準

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

目次

[第一章 総則\(第一条—第三条\)](#)

[第二章 編制\(第四条—第六条\)](#)

[第三章 施設及び設備\(第七条—第十二条\)](#)

[附則](#)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 中学校は、[学校教育法](#)(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

(一学級の生徒数)

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室(普通教室、特別教室等とする。)

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十一条及び第六十五条の三の改正規定を除く。)並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定(副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成二十年四月一日から施行する。

別表(第八条関係)

イ 校舎の面積

生徒数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600+6\times(\text{生徒数}-40)$
四八一人以上	$3240+4\times(\text{生徒数}-480)$

ロ 運動場の面積

生徒数	面積(平方メートル)
-----	------------

一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600+10\times(\text{生徒数}-240)$
七二一人以上	8400

小学校設置基準

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

目次

[第一章 総則\(第一条—第三条\)](#)

[第二章 編制\(第四条—第六条\)](#)

[第三章 施設及び設備\(第七条—第十二条\)](#)

[附則](#)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 小学校は、[学校教育法](#)(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室(普通教室、特別教室等とする。)

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。  
(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第十六条の改正規定を除く。)並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する小学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定(副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成二十年四月一日から施行する。

別表(第八条関係)

イ 校舎の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500+5\times(\text{児童数}-40)$
四八一人以上	$2700+3\times(\text{児童数}-480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積(平方メートル)
-----	------------

一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400+10\times(\text{児童数}-240)$
七二一人以上	7200

昭和三十七年文部省令第三十二号

高等学校通信教育規程

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条第四項の規定に基づき、高等学校通信教育規程(昭和三十一年文部省令第三十三号)の全部を改正する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 高等学校の通信制の課程については、[学校教育法](#)施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。

3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育の方法等)

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

(協力校)

第三条 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。)を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

(通信制の課程の規模)

第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(事務職員の数)

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(施設及び設備の一般的基準)

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合は、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。

4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(校具及び教具)

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒(以下「生徒」という。)が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合には、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、[学校教育法](#)施行規則第九十七条の規定は適用しない。

附 則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 実施校の校長は、当分の間、入学資格のない者で特定の科目を履修しようとする者があるときは、その者が相当年齢に達し、かつ、当該科目を履修することができることと認めた場合に限り、特科生として当該科目の受講を許可することができる。

3 この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程のうち生徒収容定員が三百人未満のものについては、当分の間、第四条の規定にかかわらず、同条の規定によらないことができる。ただし、その現に存する生徒収容定員を下ることとなつてはならない。

4 この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程のうち生徒数が三百人未満のもの通信教育を担当する専任の教員の数及び専任の事務職員の数の基準は、第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年八月八日文部省令第三八号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十九年九月一日)から施行する。

附 則（平成五年三月一〇日文部省令第六号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項第五号の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年十一月一七日文部省令第三八号）抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日文部科学省令第二一号）

（施行期日等）

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する高等学校の通信制の課程における第九条に規定する事項については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一八年三月三〇日文部科学省令第六号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二五日文部科学省令第四〇号）

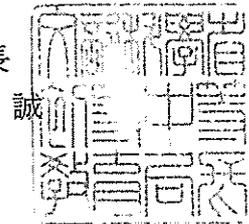
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。



28文科初第1648号  
平成29年3月16日

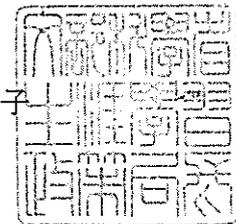
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿  
各私立高等専門学校を設置する学校法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長  
藤原 誠



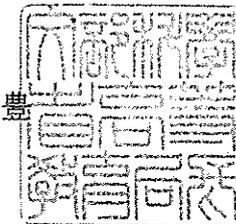
(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長  
有松育子



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
常盤 豊



(印影印刷)

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、

文部科学省は、「いじめ防止対策協議会」等において検討を行ってまいりました。このたび、検討の結果を踏まえ、別添1及び2のとおり「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を改定するとともに、別添3のとおり、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）を策定しました。文部科学省においては、引き続き、国の基本方針等に基づき、いじめの防止等のための対策を一層推進してまいります。

地方公共団体、学校の設置者及び学校におかれましても、国の基本方針を参酌し、地域及び学校の実情に応じた基本的な方針の策定・見直しや、法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態ガイドラインに沿った重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、速やかに取組を進めていただくことが必要です。また、専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）におけるいじめの防止等の対策についても、国の基本方針及び重大事態ガイドラインの内容を参考にしながら、適切に対応するよう、お願いします。

国の基本方針の改定内容及び重大事態ガイドラインの内容について、十分に御了知の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び専修学校等、域内の市区町村教育委員会及び市区町村長に対して、都道府県知事にあっては、所轄の私立学校、専修学校等、学校法人及び公立大学法人の設置する公立高等専門学校に対して、国立大学法人学長にあっては、設置する附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあっては、設置する国立高等専門学校に対して、私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあっては、設置する私立高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、認可した学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長にあっては、所管の専修学校に対して、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを周知いただくとともに、法を踏まえ、いじめの問題への取組の一層の強化を図られるよう、お願いします。

（添付資料） ※添付資料については、文部科学省HPから閲覧可能です。

- 別添1 いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）【改定版】
- 別添2 いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の改定について【主な改定事項】
- 別添3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係  
いじめ対策支援第一係・いじめ対策支援第二係  
電話：03-5253-4111（内線 3298）

# 私立学校における重大事態対応マニュアル

## 目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	重大事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	重大事態発生の報告・・・・・・・・	2
4	重大事態の調査主体及び調査組織について・・・・・・・・	2
5	事実関係を明確にするための調査の実施・・・・・・・・	3
6	調査結果の報告を受けた茨城県知事による再調査及び措置・・・・・・・・	5
7	重大事態対応フロー・・・・・・・・	6
8	その他・・・・・・・・	6
<b>【別紙資料】</b>		
	(様式1)私立学校における重大事態の発生について(報告)・・・・・・・・	7
	(様式2)私立学校における重大事態の調査結果について(報告)・・・・・・・・	8
	私立学校における重大事態対応フロー図・・・・・・・・	10

## 1 はじめに

当該「私立学校における重大事態対応マニュアル」は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行。以下「法」という。）第28条に定める「重大事態」が、本県の私立学校において発生した場合における、私立学校の設置者又はその設置する学校（以下「学校等」という。）及び茨城県がとるべき措置等を定め、「重大事態」に係る対応を迅速かつ適正に実施することを目的とするものである。

なお、本書の内容及び解釈等は、法、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）及び「茨城県いじめ防止基本方針」（平成26年3月26日茨城県策定。以下「県の基本方針」という。）等に基づくものである。

## 2 重大事態とは

### (1) 法第28条第1項の規定

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 法第28条第1項に定める重大事態の解釈

各号の「いじめにより」の解釈

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」の解釈

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断。

【具体例】

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

第2号の「相当の期間」の解釈

年間30日を目安とする。

その他

いじめを受けた児童生徒又はその保護者からいじめを原因として重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会）に基づく）

### 3 重大事態発生の報告

- ・学校において重大事態が発生した場合（発生した疑いがある場合）は、当該学校長は速やかに当該学校の設置者に報告するとともに、本県私立学校の所轄庁である茨城県知事（茨城県総務部総務課私学振興室あて）へ報告する。（法第31条第1項）
- ・茨城県知事への報告にあたっては、様式1「私立学校における重大事態の発生について（報告）」に基づき、重大事態の概要（発生時点で把握している内容）を報告する。なお、当該様式に書ききれない場合などは別に詳細をまとめるなどのほか、必要な資料等は別に添付すること。
- ・学校等においては、重大事態の発生時における速やかな対応を図るため、報告方法、報告を受け付ける担当部署、調査の体制等、対応の流れをあらかじめ定めておく必要がある。

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

### 4 重大事態の調査主体及び調査組織について

学校において重大事態が発生した場合（発生した疑いがある場合）には、直ちに学校の設置者（私立学校の場合はその学校を設置する学校法人）に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

#### （1）調査主体について

- ・学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられる。
- ・重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、学校の設置者において調査を実施すべきである。
- ・学校が調査を行う場合であっても、第28条第3項に基づき、学校の設置者は、学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

#### 第28条

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### （2）調査を行うための組織について

学校等は、いじめ事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。（法第28条第1項）

- ・弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。（いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会及び平成25年6月20日参議院文教科学委員会）に基づく）
- ・学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠ける恐れがあるため、法第22条に基づ

き学校に必ず設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「いじめの防止等の対策のための組織」(法第 22 条)及び「重大事態に係る調査を行うための組織」(法第 28 条)の設置に当たり、その構成員となる外部専門家の推薦を職能団体に依頼する場合は、各団体が設置する窓口(下表参照)と調整を行う。なお、各団体に連携・協力を依頼するにあたっての最初の連絡ルートは、以下のとおりとして、茨城県総務部総務課私学振興室を介して連絡をとることとする。

【最初の連絡ルート】

私立学校
(設置者である学校法人)
茨城県総務部総務課私学振興室
職能団体  
 (最初の連絡以降も私学振興室を介する必要があるかどうかは、個別に職能団体と調整。)

【各職能団体連絡窓口】

団体名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
茨城県弁護士会	310-0062	水戸市大町 2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
茨城県医師会	310-0852	水戸市笠原町字上組 489	029-241-8446	029-243-5071
茨城県臨床 心理士会	305-8574	つくば市天王台 1-1-1 筑波大学体育系 坂本研究室内	-	029-853-6361
茨城県精神保健 福祉士会	300-2645	つくば市上郷 7563-67 (社福)創志会 つくばライフ サポートセンター内 気付	029-847-7980	029-875-5341
(一社)茨城県 社会福祉士会	310-0851	水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 5F	029-244-9030	-

5 事実関係を明確にするための調査の実施

(1) 調査の目的等

- ・当該調査は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として行うものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。
- ・学校等自身に、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、学校等は、調査組織等に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(2) 「事実関係を明確にする」の解釈

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・この際には、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

### (3) 具体的な調査の手法

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童生徒から十分に事情や心情を聴き取る。
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査の実施が必要。(例えば、質問票の使用に当たり、個別事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることなどがないように配慮する。)

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、保護者と調査の内容等を協議のうえ、早急に調査に着手する。
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

いじめが要因として疑われる自殺の背景調査についての留意事項等

以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」(改訂版)(児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- ・自殺をした児童生徒の遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・自殺の要因にいじめの疑いがある場合は、遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案。
- ・詳しい調査を行うに当たり、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要。
- ・調査組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・調査においては、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- ・客観的な事実関係を迅速に調査するとともに、それらの事実の影響の分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助が必要。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要。

### (3) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・学校等は、法第28条第2項の規定に基づき、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

#### 第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ・情報提供に当たっては、適時・適切な方法での経過報告を行うことが望ましい。(いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議(平成25年6月19日衆議院文部科学委員会)に基づく)
- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことが無いように留意する。
- ・質問紙調査を行う場合には、調査に先立ち、調査結果をいじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要。(いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議(平成25年6月20日参議院文教科学委員会)に基づく)
- ・学校が調査を行う場合において、学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

#### 調査結果の報告

- ・学校等が行った調査結果については、本県私立学校の所轄庁である茨城県知事(茨城県総務部総務課私学振興室あて)へ報告する。
- ・茨城県知事への報告にあたっては、様式2「私立学校における重大事態の調査結果について(報告)」に基づき、調査結果を報告する。なお、当該様式に書ききれない場合などは別に詳細をまとめるなどのほか、質問紙調査等を行った場合は、その集計結果等を添付するなどして、調査の詳細を報告することとする。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて茨城県知事へ送付する。
- ・その他、茨城県知事への報告にあたって必要な資料等があれば、茨城県総務部総務課私学振興室の指示に従い必要な資料の提出等を速やかに行う。

## 6 調査結果の報告を受けた茨城県知事による再調査及び措置

### (1) 再調査の実施

- ・学校等が行った調査結果について、報告を受けた茨城県知事は、その内容を精査したうえで、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。(法第31条2項)

#### 第31条

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- ・再調査は、茨城県の付属機関である「茨城県いじめ再調査委員会」(以下「再調査委員会」という。)により行う。
- ・再調査委員会は、法律、医療、心理、いじめ・自殺、犯罪予防等の分野から専門的知識を有する5名の委員で組織する。
- ・なお、同委員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会から推薦等を受け、再調査の公平性・中立性を確保している。

- ・再調査委員会は、当該重大事態に係る資料の提供を求めるなどして、学校等が行った調査結果の精査や分析等を行う。
- ・再調査においても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・本県私立学校の所轄庁である茨城県知事に対して、本法により新たな権限が与えられるものではないが、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・学校等は、茨城県知事が行う措置に対して協力し、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止を図る必要がある。

#### 第 31 条

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

## 7 重大事態対応フロー

別紙により「私立学校における重大事態対応フロー図」を添付するので、教職員等に周知するなどして、重大事態発生時の対応に遺漏の無いように努めること。

## 8 その他

本書に定める内容のほか、各学校において、いじめ問題に関する疑義が生じた場合は、学校等は茨城県（総務部総務課私学振興室）と協力して当該問題の解決に努めることとする。

(様式1)

平成 第 年 月 日 号

茨城県知事 橋本 昌 殿  
(茨城県総務部総務課私学振興室扱い)

学校名(又は学校法人名)  
学校長名(又は理事長名)

印

私立学校における重大事態の発生について(報告)

学校において、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項に定める重大事態が発生したため、法第31条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

学校又は学校法人の担当者名		TEL		E-mail	
被害生徒について					
・学年		・学級		・氏名	
				・性別	
				・年齢	
重大事態認知日		重大事態認知方法			
重大事態の区分(いずれかに)					
・法第28条第1項第1号該当(生命,心身,財産への重大な被害)					
・法第28条第1項第2号該当(長期欠席)					
重大事態の態様	重大事態に該当するいじめの態様について可能な限り詳細に記載				
被害生徒の状況	被害生徒の現在の状況について詳細に記載(長期欠席の場合はいじめに起因する欠席の日数等を含む)				
重大事態の事実関係を明確にするための調査(法第28条第1項)の実施方針等					
・調査期間(予定)	H . . . ~ H . . .	・調査組織設置主体	学校又は学校法人		
・調査組織の構成員(役職・氏名)	うち外部専門家				
・調査方法	被害児童生徒・保護者,教職員,関係する児童生徒・保護者等からの聴き取り及びアンケート等調査の方法を詳細に記載				
被害生徒への支援の方針					

注)当該様式に書ききれない場合などは別に詳細をまとめる。また,必要な資料等は別に添付すること。

(様式2)

第 号  
平成 年 月 日

茨城県知事 橋本 昌 殿  
(茨城県総務部総務課私学振興室扱い)

学校名(又は学校法人名)  
学校長名(又は理事長名) 印

私立学校における重大事態の調査結果について(報告)

平成 年 月 日付け 第 号で報告した,いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項に定める重大事態について,その調査結果を下記のとおり報告します。

記

学校又は学校法人の担当者名		TEL		E-mail	
被害生徒について					
・学年		・学級		・氏名	
				・性別	
					・年齢
加害生徒について					
・学年		・学級		・氏名	
				・性別	
					・年齢
重大事態の区分(いずれかに )					
・法第28条第1項第1号該当(生命,心身,財産への重大な被害) ・法第28条第1項第2号該当(長期欠席)					
重大事態の事実関係を明確にするための調査(法第28条第1項)の実施結果					
・調査期間	H . . . ~ H . . .		・調査組織設置主体	学校又は学校法人	
・調査組織の構成員 (役職・氏名)					
	うち外部専門家				
・調査方法	被害児童生徒・保護者,教職員,関係する児童生徒・保護者等からの聴き取り及びアンケート等調査の方法を詳細に記載				

・調査結果（いじめの態様等）	重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係、学校の対応等の事実関係を客観的に記載
・被害生徒及び保護者への調査結果報告内容	調査結果について、被害生徒及び保護者に対して報告・提供を行った内容を記載
・調査結果に関する被害生徒及び保護者の意見	被害生徒及び保護者が希望する場合に、調査結果の報告を行ったうえでの、被害生徒及び保護者の意見について記載
被害生徒への支援の内容	
加害生徒への指導等の内容	
再発防止のための対策等	
その他	

注) 当該様式に書ききれない場合などは別に詳細をまとめる。また、必要な資料等は別に添付すること。

# (別紙) 【私立学校における重大事態対応フロー図】

## 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、その概要を速やかに、設置者及び茨城県(総務部総務課私学振興室)に報告

重大事態とは

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校(又は学校法人)(以下「学校等」)が行う調査等

学校等は「重大事態に係る調査を行うための組織」(いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条)を設置し、事実を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。

この組織構成については、学校が設置する「いじめの防止等の対策のための組織」(法第22条)を母体とするこも可能であるが、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図り、公平性・中立性を確保するように努める。

### いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

### 調査結果を茨城県知事(総務部総務課私学振興室)に報告

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### 調査結果を踏まえた必要な措置

学校等は当該調査が、重大事態に対処するためのものであるとともに、同種の事態の発生防止に資するためのものであることを認識し、いじめの発生防止のための必要な措置を講ずる。

## 茨城県知事が行う再調査

### 茨城県いじめ再調査委員会(学識経験者等5人で構成)による再調査(法第31条)

学校等が行った調査結果について、当該報告に係る重大事態への対処または同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

私立学校法第6条の権限に基づき資料の提供等を求め、学校等が行った調査結果等の精査や分析を行う。

学校等は「茨城県いじめ再調査委員会」の調査が円滑に遂行されるよう協力する。

### 学校等が行う調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を適切に提供

### 調査結果を踏まえた必要な措置

茨城県知事は、再調査の結果を踏まえ、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

総 第 7 8 3 号  
平成25年11月29日

各私立学校法人 理事長 殿

茨城県総務部総務課長

体罰の発生防止の徹底等について（通知）

このことについては、平成25年8月19日付け総第398号の通知（別添参照）などにより、体罰根絶のための取組の徹底について、従来から周知を図ってきたところがあります。

しかしながら、今年度、既に、県内の私立学校5校で体罰事案が発生しており、そのうち運動部監督による体罰事案については、先般、新聞、テレビ等で大きく報道されたところでもあります。

全国的に体罰防止に向けた取組が進められている中、本県の私立学校において、体罰が行われていたことは誠に遺憾であり、私学教育全体の信頼失墜にもつながる問題ともなります。

各学校においては、「体罰は、学校教育法第11条において禁止される行為であり、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるなど、決して許されない行為」であることを教職員等に周知するとともに、これまでの取組みを再度検証し、体罰を未然に防止するための組織的な取組や徹底した実態把握、体罰が発生した場合の早期対応や再発防止策の実施など、体罰根絶に向けた取組みを徹底されるよう、改めて要請します。

また、今後、学校に体罰の報告・相談があった場合には、直ちに、関係する児童生徒や教員等から状況を聴取し、その概要を別紙様式により茨城県総務部総務課私学振興室へ報告するとともに、被害児童生徒の受けた心身の苦痛等からの回復のため真摯な対応及び体罰を行った教員等に対しては厳正な処分等を行うよう願います。

なお、重大な事案については、当該事案の公表を行うなど、社会に対する説明責任を適切に果たされるよう願います。

総務部総務課私学振興室

担当 細貝

TEL 029-301-2249

FAX 029-301-2259

E-mail somu6@pref.ibaraki.lg.jp



総 第 3 9 8 号

平成25年8月19日

各私立学校長 殿

茨城県総務部総務課長

( 公 印 省 略 )

体罰根絶に向けた取組の徹底について (通知)

日頃から、本県の私学行政の推進にご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成24年度に発生した体罰の状況について調査した結果を、先日、文部科学省が別添のとおり公表したところですが、全国の国公私立学校における体罰の件数が6,700件(うち私立1,259件)を超え、本県の私立学校においても体罰発生の実態が確認されたところではあります。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されない行為であります。

各学校におかれましては、今回の実態把握の結果を踏まえ、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰根絶に関する取組についてなお一層の強化を図るようお願いいたします。

問い合わせ

総務部総務課私学振興室

担当 細貝

TEL 029-301-2249

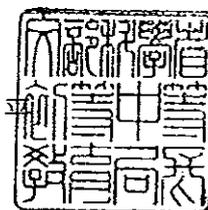


25 文科初第 574 号  
平成 25 年 8 月 9 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
前川喜



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長  
久保公



(印影印刷)

### 体罰根絶に向けた取組の徹底について (通知)

平成 24 年度に発生した体罰の状況について、実態把握の結果を別添のとおり取りまとめたところですが、全国の国公立学校における体罰の件数が 6700 件を超え、これまで、体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めています。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。

体罰防止に関する取組については、これまでも「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について (平成 25 年 1 月 23 日付け 24 文科初第 1073 号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)」、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)」において示してきたところです。今回の実態把握の結果を踏まえ、厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見過

してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図る必要があります。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人学長にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、実態把握の結果について連絡するとともに、改めて体罰根絶へ向けた取組を点検し、更なる強化を図るようお願いいたします。

## 記

### 1. 体罰の未然防止

#### (1) 体罰禁止

校長及び教員（以下「教員等」という。）は、決して体罰を行わないよう、校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底し、懲戒・体罰の区別等のより一層適切な理解を深めること。

教育委員会は、体罰の未然防止を徹底するため、学校の管理職、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等を対象とした実践的な研修の実施等の所要の措置を行うとともに、必要に応じて体罰に関する懲戒処分基準の見直しを行うこと。

教育委員会及び学校は、体罰根絶の指導方針について保護者や地域住民等と認識を共有するよう努めること。

#### (2) 組織的な指導体制の確立と指導力の向上

学校の管理職は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等による組織的な指導を徹底すること。

教員等は、児童生徒理解に基づく適切な指導ができるよう、日頃より指導力の向上に努めること。また、たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保すること。

#### (3) 部活動指導における体罰の防止のための取組

中学校及び高等学校では「部活動」において最も多くの体罰が報告されていること等に鑑み、部活動における体罰の防止について特に留意する必要があること。

教育委員会及び学校は、平成25年5月27日に取りまとめられた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者（顧問の教員、外部指導者）による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること。

### 2. 徹底した実態把握及び早期対応

#### (1) 体罰の実態把握

教育委員会及び学校は、実態把握の方法が十分であるか点検し、日頃から主体的に体罰の実態把握ができる方策を講じ、継続的に体罰の実態把握に努めること。

## (2) 報告及び相談の徹底

学校の管理職は、教員が体罰や体罰と疑われる行為（以下「体罰等」という。）を行った場合に、教員が管理職等へ直ちに報告や相談を行う環境を整備すること。教育委員会は、体罰等が発生した場合に迅速に対応できるよう、生徒指導担当部局と服務担当部局との適切な連携体制等を整備すること。

体罰等の報告・相談があった場合、学校の管理職は、直ちに関係する児童生徒や教員等から状況を聴取し、その結果を教育委員会へ報告するとともに、被害児童生徒の受けた心身の苦痛等を踏まえ、その回復のため真摯に対応すること。また、教育委員会は、学校からの体罰等の発生の報告を受け、事実関係の正確な把握など必要な対応を迅速に行うこと。加えて、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会に事案及び対応措置を報告すること。

## (3) 事案に応じた厳正な処分等

教育委員会は、体罰を行ったと判断された教員等については、客観的な事実関係に基づき、厳正な処分等を行うこと。特に、以下の場合には、より厳重な処分を行う必要があること。

- ① 教員等が児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合
- ② 教員等が児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合
- ③ 体罰を起こした教員等が体罰を行った事実を隠蔽した場合等

## 3. 再発防止

教育委員会及び学校は、実態把握の結果を踏まえ、体罰発生の背景や傾向を考察の上、再発防止策を適切に講じること。体罰を起こした教員等に対しては、二度と繰り返すことのないよう、体罰を起こした原因等を踏まえた研修等を行うなど、再発防止を徹底すること。

### <担当>

#### 【児童生徒の体罰に関する考え方について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線 3298)

E-Mail [s-sidou@next.go.jp](mailto:s-sidou@next.go.jp)

#### 【教職員の服務について】

初等中等教育局初等中等教育企画課 教育公務員係

電話 03(5253)4111(内線 2358)

E-Mail [syoto@next.go.jp](mailto:syoto@next.go.jp)

#### 【運動部活動について】

スポーツ・青少年局体育参事官付 事業係

電話 03(5253)4111(内線 2649)

E-Mail [taikuss@next.go.jp](mailto:taikuss@next.go.jp)

## 体罰の実態把握について（第2次報告）

平成25年8月9日（金）

1. 趣旨 児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、平成25年1月23日付初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知により各都道府県・指定都市教育委員会等に対して依頼したもの。  
（高等専門学校については平成25年3月19日付高等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知）
2. 対象 国公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
3. 報告項目 平成24年度に発生した体罰の状況
4. 留意事項 平成25年4月26日に第1次報告として公立学校における体罰の状況について暫定的に結果を公表しているが、今回の第2次報告は、この第1次報告で報告した事案も含めた、国公立学校に係る最終的な集計結果。児童生徒や保護者への調査など、正確な実態把握のために各地域で手法を工夫して行った調査の結果、新たに把握された事案についても、この第2次報告で集計している。

### 5. 調査結果

#### (1) 平成24年度における体罰の状況(国公立合計)

区 分	①発生学校数	②発生件数
小学校	1,181	1,559
中学校	1,729	2,805
高等学校	1,190	2,272
中等教育学校	4	11
特別支援学校	38	47
高等専門学校	10	27
合 計	4,152	6,721

#### (2) 平成24年度における体罰の状況(公立)

区 分	①発生学校数	②発生件数	うち懲戒処分等を行った件数			うち懲戒処分等を検討している件数
			懲戒処分	訓告等		
小学校	1,155	1,518	783	20	763	735
中学校	1,605	2,552	1,356	68	1,288	1,196
高等学校	805	1,297	588	70	518	709
中等教育学校	1	2	0	0	0	2
特別支援学校	37	46	25	4	21	21
合 計	3,603	5,415	2,752	162	2,590	2,663

#### (3) 平成24年度における体罰の状況(国立)

区 分	①発生学校数	②発生件数
小学校	8	11
中学校	7	7
高等学校	1	1
中等教育学校	0	0
特別支援学校	1	1
合 計	17	20

#### (4) 平成24年度における体罰の状況(私立)

区 分	①発生学校数	②発生件数
小学校	18	30
中学校	117	246
高等学校	384	974
中等教育学校	3	9
特別支援学校	0	0
合 計	522	1,259

## 6. 平成24年度における体罰の状況(国公立合計)

①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	1,181校	21,460校	5.50%
中学校	1,729校	10,699校	16.16%
高等学校	1,190校	5,022校	23.70%
中等教育学校	4校	49校	8.16%
特別支援学校	38校	1,059校	3.59%
高等専門学校	10校	57校	17.54%
合計	4,152校	38,346校	10.83%

②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	1,559件	418,707人	0.37%
中学校	2,805件	253,753人	1.11%
高等学校	2,272件	249,250人	0.91%
中等教育学校	11件	2,207人	0.50%
特別支援学校	47件	82,779人	0.06%
高等専門学校	27件	4,337人	0.62%
合計	6,721件	1,011,033人	0.66%

③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	2,717人	6,764,619人	0.04%
中学校	5,853人	3,552,663人	0.16%
高等学校	5,508人	3,355,609人	0.16%
中等教育学校	11人	28,644人	0.04%
特別支援学校	85人	129,994人	0.07%
高等専門学校	34人	55,243人	0.06%
合計	14,208人	13,886,772人	0.10%

## ④体罰時の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合計	
(1)場面	授業中	922 ( 59.1% )	687 ( 24.5% )	483 ( 21.3% )	3 ( 27.3% )	27 ( 57.4% )	14 ( 51.9% )	2,136 ( 31.8% )
	放課後	72 ( 4.6% )	323 ( 11.5% )	242 ( 10.7% )	1 ( 9.1% )	4 ( 8.5% )	2 ( 7.4% )	644 ( 9.6% )
	休み時間	267 ( 17.1% )	324 ( 11.6% )	203 ( 8.9% )	0 ( 0.0% )	5 ( 10.6% )	3 ( 11.1% )	802 ( 11.9% )
	部活動	21 ( 1.3% )	1,073 ( 38.3% )	948 ( 41.7% )	1 ( 9.1% )	2 ( 4.3% )	2 ( 7.4% )	2,047 ( 30.5% )
	学校行事	45 ( 2.9% )	74 ( 2.6% )	137 ( 6.0% )	5 ( 45.5% )	2 ( 4.3% )	2 ( 7.4% )	265 ( 3.9% )
	ホームルーム	62 ( 4.0% )	82 ( 2.9% )	77 ( 3.4% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	223 ( 3.3% )
	その他	170 ( 10.9% )	242 ( 8.6% )	182 ( 8.0% )	1 ( 9.1% )	5 ( 10.6% )	4 ( 14.8% )	604 ( 9.0% )
(2)場所	教室	1,050 ( 67.4% )	730 ( 26.0% )	532 ( 23.4% )	4 ( 36.4% )	26 ( 55.3% )	10 ( 37.0% )	2,352 ( 35.0% )
	職員室	2 ( 0.1% )	45 ( 1.6% )	95 ( 4.2% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	2 ( 7.4% )	144 ( 2.1% )
	運動場・体育館	215 ( 13.8% )	1,136 ( 40.5% )	964 ( 42.4% )	2 ( 18.2% )	6 ( 12.8% )	10 ( 37.0% )	2,333 ( 34.7% )
	生徒指導室	7 ( 0.4% )	95 ( 3.4% )	58 ( 2.6% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.1% )	0 ( 0.0% )	161 ( 2.4% )
	廊下・階段	161 ( 10.3% )	355 ( 12.7% )	194 ( 8.5% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	712 ( 10.6% )
	その他	124 ( 8.0% )	444 ( 15.8% )	429 ( 18.9% )	5 ( 45.5% )	12 ( 25.5% )	5 ( 18.5% )	1,019 ( 15.2% )

## ⑤体罰の態様 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合計
素手で殴る	876 ( 56.2% )	1,698 ( 60.6% )	1,489 ( 65.5% )	9 ( 81.8% )	19 ( 40.4% )	10 ( 37.0% )	4,101 ( 61.0% )
棒などで殴る	68 ( 4.4% )	152 ( 5.4% )	127 ( 5.6% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	4 ( 14.8% )	353 ( 5.3% )
蹴る	141 ( 9.0% )	292 ( 10.4% )	177 ( 7.8% )	1 ( 9.1% )	3 ( 6.4% )	3 ( 11.1% )	617 ( 9.2% )
投げる・転倒させる	52 ( 3.3% )	94 ( 3.4% )	31 ( 1.4% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.1% )	1 ( 3.7% )	179 ( 2.7% )
殴る及び蹴る等	37 ( 2.4% )	207 ( 7.4% )	164 ( 7.2% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	410 ( 6.1% )
その他	385 ( 24.7% )	362 ( 12.9% )	284 ( 12.5% )	1 ( 9.1% )	20 ( 42.6% )	9 ( 33.3% )	1,061 ( 15.8% )

## ⑥被害の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合計
骨折・捻挫など	7 ( 0.4% )	26 ( 0.9% )	7 ( 0.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	40 ( 0.6% )
鼓膜損傷	4 ( 0.3% )	26 ( 0.9% )	35 ( 1.5% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	65 ( 1.0% )
外傷	42 ( 2.7% )	99 ( 3.5% )	59 ( 2.6% )	0 ( 0.0% )	3 ( 6.4% )	4 ( 14.8% )	207 ( 3.1% )
打撲	108 ( 6.9% )	224 ( 8.0% )	143 ( 6.3% )	1 ( 9.1% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	478 ( 7.1% )
鼻血	15 ( 1.0% )	37 ( 1.3% )	39 ( 1.7% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	93 ( 1.4% )
髪を切られる	0 ( 0.0% )	4 ( 0.1% )	8 ( 0.4% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.1% )	0 ( 0.0% )	13 ( 0.2% )
その他	61 ( 3.9% )	92 ( 3.3% )	65 ( 2.9% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	220 ( 3.3% )
傷害なし	1,322 ( 84.8% )	2,297 ( 81.9% )	1,916 ( 84.3% )	10 ( 90.9% )	37 ( 78.7% )	23 ( 85.2% )	5,605 ( 83.4% )

## ⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合計
児童生徒の訴え	615 ( 39.4% )	1,204 ( 42.9% )	851 ( 37.5% )	9 ( 81.8% )	8 ( 17.0% )	13 ( 48.1% )	2,700 ( 40.2% )
保護者の訴え	812 ( 52.1% )	999 ( 35.6% )	512 ( 22.5% )	7 ( 63.6% )	15 ( 31.9% )	0 ( 0.0% )	2,345 ( 34.9% )
教員の申告	668 ( 42.8% )	1,469 ( 52.4% )	1,222 ( 53.8% )	6 ( 54.5% )	25 ( 53.2% )	9 ( 33.3% )	3,399 ( 50.6% )
第三者の通報	126 ( 8.1% )	338 ( 12.1% )	246 ( 10.8% )	1 ( 9.1% )	10 ( 21.3% )	3 ( 11.1% )	724 ( 10.8% )
その他	44 ( 2.8% )	74 ( 2.6% )	96 ( 4.2% )	0 ( 0.0% )	4 ( 8.5% )	10 ( 37.0% )	228 ( 3.4% )

## ⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可) 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合計
当事者教員	1,542 ( 98.9% )	2,766 ( 98.6% )	2,214 ( 97.4% )	11 ( 100.0% )	47 ( 100.0% )	22 ( 81.5% )	6,602 ( 98.3% )
その他教員	247 ( 15.8% )	518 ( 18.5% )	331 ( 14.6% )	2 ( 18.2% )	22 ( 46.8% )	4 ( 14.8% )	1,124 ( 16.7% )
被害児童生徒	1,009 ( 64.7% )	1,937 ( 69.1% )	1,572 ( 69.2% )	10 ( 90.9% )	21 ( 44.7% )	13 ( 48.1% )	4,562 ( 68.0% )
その他児童生徒	261 ( 16.7% )	454 ( 16.2% )	425 ( 18.7% )	0 ( 0.0% )	6 ( 12.8% )	17 ( 63.0% )	1,163 ( 17.3% )
保護者	774 ( 49.6% )	1,095 ( 39.1% )	630 ( 27.7% )	4 ( 36.4% )	14 ( 29.8% )	0 ( 0.0% )	2,517 ( 37.5% )
その他	38 ( 2.4% )	61 ( 2.2% )	34 ( 1.5% )	0 ( 0.0% )	3 ( 6.4% )	0 ( 0.0% )	136 ( 2.0% )

## 7. 平成24年度における体罰の状況(公立)

①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	1,155校	21,166校	5.46%
中学校	1,605校	9,860校	16.28%
高等学校	805校	3,688校	21.83%
中等教育学校	1校	28校	3.57%
特別支援学校	37校	1,000校	3.70%
合計	3,603校	35,742校	10.08%

②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	1,518件	412,154人	0.37%
中学校	2,552件	237,139人	1.08%
高等学校	1,297件	188,476人	0.69%
中等教育学校	2件	1,339人	0.15%
特別支援学校	46件	80,924人	0.06%
合計	5,415件	920,032人	0.59%

③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	2,665人	6,642,721人	0.04%
中学校	5,449人	3,269,759人	0.17%
高等学校	3,768人	2,328,102人	0.16%
中等教育学校	2人	17,648人	0.01%
特別支援学校	84人	126,159人	0.07%
合計	11,968人	12,384,389人	0.10%

## ④体罰時の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	
(1)場面	授業中	904 ( 59.6% )	594 ( 23.3% )	272 ( 21.0% )	1 ( 50.0% )	26 ( 56.5% )	1,797 ( 33.2% )
	放課後	69 ( 4.5% )	293 ( 11.5% )	116 ( 8.9% )	0 ( 0.0% )	4 ( 8.7% )	482 ( 8.9% )
	休み時間	256 ( 16.9% )	283 ( 11.1% )	110 ( 8.5% )	0 ( 0.0% )	5 ( 10.9% )	654 ( 12.1% )
	部活動	21 ( 1.4% )	1,023 ( 40.1% )	576 ( 44.4% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	1,622 ( 30.0% )
	学校行事	43 ( 2.8% )	66 ( 2.6% )	76 ( 5.9% )	1 ( 50.0% )	2 ( 4.3% )	188 ( 3.5% )
	ホームルーム	59 ( 3.9% )	74 ( 2.9% )	43 ( 3.3% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	178 ( 3.3% )
	その他	166 ( 10.9% )	219 ( 8.6% )	104 ( 8.0% )	0 ( 0.0% )	5 ( 10.9% )	494 ( 9.1% )
(2)場所	教室	1,031 ( 67.9% )	623 ( 24.4% )	292 ( 22.5% )	1 ( 50.0% )	25 ( 54.3% )	1,972 ( 36.4% )
	職員室	2 ( 0.1% )	35 ( 1.4% )	53 ( 4.1% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	90 ( 1.7% )
	運動場・体育館	209 ( 13.8% )	1,075 ( 42.1% )	566 ( 43.6% )	0 ( 0.0% )	6 ( 13.0% )	1,856 ( 34.3% )
	生徒指導室	7 ( 0.5% )	90 ( 3.5% )	32 ( 2.5% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.2% )	130 ( 2.4% )
	廊下・階段	152 ( 10.0% )	322 ( 12.6% )	106 ( 8.2% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	582 ( 10.7% )
	その他	117 ( 7.7% )	407 ( 15.9% )	248 ( 19.1% )	1 ( 50.0% )	12 ( 26.1% )	785 ( 14.5% )

## ⑤体罰の態様 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
素手で殴る	853 ( 56.2% )	1,537 ( 60.2% )	806 ( 62.1% )	0 ( 0.0% )	19 ( 41.3% )	3,215 ( 59.4% )
棒などで殴る	65 ( 4.3% )	140 ( 5.5% )	91 ( 7.0% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	298 ( 5.5% )
蹴る	141 ( 9.3% )	270 ( 10.6% )	104 ( 8.0% )	1 ( 50.0% )	3 ( 6.5% )	519 ( 9.6% )
投げる・転倒させる	51 ( 3.4% )	91 ( 3.6% )	11 ( 0.8% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.2% )	154 ( 2.8% )
殴る及び蹴る等	36 ( 2.4% )	201 ( 7.9% )	127 ( 9.8% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	366 ( 6.8% )
その他	372 ( 24.5% )	313 ( 12.3% )	158 ( 12.2% )	1 ( 50.0% )	19 ( 41.3% )	863 ( 15.9% )

## ⑥被害の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
骨折・捻挫など	7 ( 0.5% )	26 ( 1.0% )	4 ( 0.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	37 ( 0.7% )
鼓膜損傷	4 ( 0.3% )	25 ( 1.0% )	18 ( 1.4% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	47 ( 0.9% )
外傷	42 ( 2.8% )	91 ( 3.6% )	38 ( 2.9% )	0 ( 0.0% )	3 ( 6.5% )	174 ( 3.2% )
打撲	102 ( 6.7% )	201 ( 7.9% )	64 ( 4.9% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	369 ( 6.8% )
鼻血	14 ( 0.9% )	34 ( 1.3% )	24 ( 1.9% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	74 ( 1.4% )
髪を切られる	0 ( 0.0% )	2 ( 0.1% )	5 ( 0.4% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.2% )	8 ( 0.1% )
その他	58 ( 3.8% )	85 ( 3.3% )	33 ( 2.5% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	178 ( 3.3% )
傷害なし	1,291 ( 85.0% )	2,088 ( 81.8% )	1,111 ( 85.7% )	2 ( 100.0% )	36 ( 78.3% )	4,528 ( 83.6% )

## ⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
児童生徒の訴え	601 ( 39.6% )	1,085 ( 42.5% )	563 ( 43.4% )	1 ( 50.0% )	8 ( 17.4% )	2,258 ( 41.7% )
保護者の訴え	794 ( 52.3% )	933 ( 36.6% )	312 ( 24.1% )	1 ( 50.0% )	14 ( 30.4% )	2,054 ( 37.9% )
教員の申告	654 ( 43.1% )	1,349 ( 52.9% )	669 ( 51.6% )	0 ( 0.0% )	25 ( 54.3% )	2,697 ( 49.8% )
第三者の通報	122 ( 8.0% )	313 ( 12.3% )	161 ( 12.4% )	1 ( 50.0% )	10 ( 21.7% )	607 ( 11.2% )
その他	43 ( 2.8% )	54 ( 2.1% )	37 ( 2.9% )	0 ( 0.0% )	4 ( 8.7% )	138 ( 2.5% )

## ⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可) 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
当事者教員	1,506 ( 99.2% )	2,542 ( 99.6% )	1,295 ( 99.8% )	2 ( 100.0% )	46 ( 100.0% )	5,391 ( 99.6% )
その他教員	242 ( 15.9% )	480 ( 18.8% )	192 ( 14.8% )	0 ( 0.0% )	21 ( 45.7% )	935 ( 17.3% )
被害児童生徒	989 ( 65.2% )	1,792 ( 70.2% )	1,046 ( 80.6% )	2 ( 100.0% )	20 ( 43.5% )	3,849 ( 71.1% )
その他児童生徒	254 ( 16.7% )	412 ( 16.1% )	288 ( 22.2% )	0 ( 0.0% )	6 ( 13.0% )	960 ( 17.7% )
保護者	758 ( 49.9% )	1,025 ( 40.2% )	407 ( 31.4% )	2 ( 100.0% )	13 ( 28.3% )	2,205 ( 40.7% )
その他	35 ( 2.3% )	56 ( 2.2% )	16 ( 1.2% )	0 ( 0.0% )	3 ( 6.5% )	110 ( 2.0% )



県市名	④体罰時の状況												⑤体罰の態様						
	(1)場面						(2)場所												
	授業中	放課後	休み時間	講習会	学校行事	ホームルーム	その他	教壇	職員室	運動場・体育館	生徒指導室	廊下・階段	その他	素手で殴る	棒などで殴る	扇	殴る・蹴る・貼る・貼る	殴る及び蹴る等	その他
北海道	30	11	13	25	3	2	6	31	2	25	5	6	21	54	3	9	5	7	12
青森県	41	13	14	20	6	2	14	45	5	29	1	13	17	74	11	8	4	7	6
岩手県	25	4	11	20		1	3	19		33		8	4	33	2	8	2	1	18
宮城県	27	5	8	33	4	1	1	23	1	33	1	8	13	50	7	9	1	4	8
秋田県	10	2	2	8				10		9		3		14	3	1	1	3	
山形県	42	6	14	45	1	4	3	45		32	1	10	27	66	7	9	1	17	15
福島県	15	3	4	12	4		5	17	2	15		5	4	28	3	3	1	3	5
茨城県	21	19	10	48	8	4	12	40	2	54	2	10	14	75	5	17	3	7	15
栃木県	39	6	13	37	5	4	12	45	1	40	1	15	14	68	14	17	2	3	12
群馬県	47	14	22	53	2	8	13	73		57	4	17	8	101	14	19	5	2	18
埼玉県	20	3	4	25	3	1	6	21	1	31		8	1	27	1	9	1	12	12
千葉県	16	2	4	49	1	3	4	16	1	47		10	5	47	5	6	1	17	3
東京都	44	12	15	61	4	1	18	41	1	37	6	18	52	85	7	24	3	20	16
神奈川県	40	4	12	47	3	4	7	38		58		11	10	58	16	12	5	11	15
新潟県	6	1	3	8		1	1	1	3	11		3	2	13		2	1	3	1
富山県	15	5	2	23	1	1	3	14	2	22	1	5	6	29	4	6		7	4
石川県	8	6	6	15	1	1		10	2	10	1	4	10	28	2	2	1	4	
福井県	1	1	4	6			2	2	1	7		2	2	10		1			3
山梨県	13	1	6	11		2	5	11	1	15	1	4	6	20		8	2	4	4
長野県	18	5	5	16		3	5	21	2	20		5	4	17		3	2	5	25
岐阜県	20	3	3	28	3	5	4	23	4	30		5	4	28	3	12	3	3	17
静岡県	40	6	16	67	4	6	7	40		76		22	8	79	7	18	5	8	29
愛知県	33	22	15	58	4	3	19	43	2	56	4	17	32	108	4	19	3	5	15
三重県	69	15	22	66	7	14	14	88	2	69	5	19	24	119	16	22	5	12	33
滋賀県	9	1	3	17		3	1	10	1	17		2	4			1		6	27
京都府	6	2	2	24	1		5	7		26		2	5	24	1	14		1	
大阪府	31	7	5	33	13	4	10	29	1	35	5	5	28	57	8	7	4	14	13
兵庫県	37	9	7	58	5	1	6	28	1	70	3	8	13	55	4	17	3	23	21
奈良県	7	2	6	17	1		6	6		17		7	9	25		2	2	3	7
和歌山県	40	8	19	46	3	3	9	36	5	60	2	8	17	74	10	18	2	9	15
鳥取県	9	7	6	7	2	1	7	15	1	13	1	6	3	27		2	2	2	6
島根県	13	2	3	9	2		4	14		13		1	5	19		5	1	2	6
岡山県	36	13	11	43	7	3	16	39		49	4	14	23	66	4	15	5	7	32
広島県	15	2	5	2	1	1	3	20		4		2	3	17	1	3		1	7
山口県	17	2	10	16		1	10	18		15	2	7	14	30	5	6	1	8	6
徳島県	8	1	2	10	1	1	3	7	1	12		1	5	17	1		1		7
香川県	19	2	1	10	1	3	3	21		11		4	3	22	6	2	2	4	3
愛媛県	60	13	15	34	5	3	12	69		41	9	11	12	76	12	11	5	10	28
高知県	13	5	3	13			3	12	1	12		3	9	23	3	1	2	2	6
福岡県	84	27	22	54	14	15	19	94	2	84	11	19	25	166	6	8	12	5	38
佐賀県	7	2	6	20	4		3	7	1	17	2	3	12	32	4	4		1	1
長崎県	152	50	67	107	12	16	48	199	6	136	6	52	53	318	16	16	8	13	81
熊本県	25	5	18	21	2	3	5	27	1	26	1	5	19	48	7	12	1	2	9
大分県	177	28	60	51	13	14	39	197	6	80	4	49	46	234	38	25	10	9	66
宮崎県	34	11	13	24	1	4	5	35	7	23	2	7	18	50	5	3	6	7	21
鹿児島県	21	7	20	17	2	3	12	22	4	23	5	12	16	55	4	5	1	2	15
沖縄県	61	21	27	13	5	3	23	68	10	22	5	16	32	93	6	15	3	15	21
札幌市	10	1	1	8	1	1	1	7		14		1	1	12	4	4		2	5
仙台市	32	1	4	16	1		9	34		19		6	4	23	4	8	3	2	23
さいたま市	3			3				1		3			2	6					1
千葉市	1	2	2	1		1	5	7	1	1		2	1	5		1	1	1	4
川崎市	1			2				1		2				1			1		1
横浜市	3	3	3	12	1	1	1	8		11	1	1	3	14		9	1		
相模原市			1									1				1			
新潟市	2			1	5			2		1			5	1		1	1		5
静岡市	13	2	1	4			3	11		6		2	4	15	3	4			1
浜松市	1	1		2				1		2		1		2		1			1
名古屋市	14	2	4	9			1	10	1	13	1	3	2	16	3	4		4	3
京都市	13	7	3	24	1	2	4	10		22	8	8	6	29	3	3	3	15	1
大阪市	113	58	53	51	10	11	29	118	5	79	23	51	49	207	6	25	10	19	58
堺市		1		4		1				5			1	4		2			
神戸市	26	4	13	20	4	3	8	24		20	1	15	18	45		7	2	2	22
岡山市	5	2	2	11		1	3	6		12		2	4	15		6	1	2	
広島市	8			2	2		2	5		2		3	4	9	1	2		1	1
北九州市	11	1	1	11	3	4	4	10		9		8	8	25	1			5	4
福岡市	3			3	1		7	2		4	1	2	5	6		1		3	4
熊本市	17	1	7	11			1	18		9		4	6	22	2	4	3		6
合計	1,797	482	654	1,622	188	178	494	1,972	90	1,856	130	582	785	3,215	298	519	154	366	863

県市名												⑦体罰事案の把握のきっかけ					⑧体罰事案の把握の手法					
	虐待・体罰など	体罰損害	外傷	打撲				鼻血	髪を切られる	その他	落着なし	児童生徒の訴え	保護者の訴え	教員の申告	第三者の通報	その他	当事者教員	その他教員	児童生徒の訴え	その他児童生徒	保護者	その他(第三者)
				顔	顔	足	その他															
北海道	1	3	5	2	2	3	4				70	38	43	35	14	4	90	12	61	24	46	
青森県	3		6	4	5	4		1	1	2	84	61	73	43	6	3	110	1	96	2	40	
岩手県						4	1			4	55	35	36	19	12	2	64	4	51	7	24	2
宮城県	1		1	3	3					1	70	27	35	31	22	1	79	16	57	13	37	7
秋田県	1				1			1			19	14	13	2	2		22	3	22	7	13	
山形県	1	1			2	3	1	1		3	103	77	67	52	4	1	115	10	109	38	49	1
福島県			2	1	2					1	37	11	8	23	2	3	43	10	41	3	4	
茨城県	1		3	2	2		2	1		8	103	64	50	32	17	1	122	6	113	10	84	
栃木県			6	3	1	2	3			4	97	83	90	47	12	2	116	13	111	6	86	2
群馬県	4	1	3	7	4	4	1	1		7	127	68	93	83	25	5	159	28	146	22	80	5
埼玉県			7	1	1	1	3			1	48	30	44	21	4		62	16	53	17	57	
千葉県	3		2	1	1	2				1	69	58	18	9	11		79	24	77	33	10	1
東京都	4	2	8	3			3	4		4	127	59	31	79	58		155	24	145	82	9	1
神奈川県	1	3	10			2		2		2	97	61	25	69	9	1	117	27	94	50	11	1
新潟県			2			1		2		1	14	13	12	15	8		20	7	16	4	12	
富山県		2	7			2	1	1			37	37	11	18	5		50	5	47	14	14	1
石川県		2			2			1		1	31	7	6	22	5	1	37	4	15	4	5	
福井県	1	1									12	1	3	9		1	14	14	4	4	2	1
山梨県			2		1	2	2			3	28	21	13	10	2	1	38	11	31	3	15	
長野県			2			1		3		1	45	25	20	28	10		52	24	51	21	38	
岐阜県		1	3	3	1					1	57	25	18	30	10	1	66	26	50	17	23	3
静岡県			1	3	3	4	1	3		4	127	102	72	27	26	4	144	20	119	42	50	8
愛知県	1	3	3	1	1		2	1		8	134	8	42	92	13	10	154	32	107	13	44	3
三重県			1		1	2	4	3		4	192	108	43	116	25	2	207	47	200	74	44	
滋賀県						1				3	30	7	2	21	9		34	3	33	7	5	1
京都府			2							2	36	23	9	15	5	3	40	3	29	12	6	
大阪府	3	1	6		4		2	7		2	78	21	15	75	9	3	103	22	92	16	74	
兵庫県	2	1	11	4	3	5	6	3		14	74	64	49	23	7	3	123	18	83	10	63	1
奈良県		1	4		2	1	2	1		5	23	16	11	9	2	1	39	4	25	1	13	
和歌山県		1	3			1	2			1	120	79	12	89	5		128	5	94	27	13	
鳥取県	1	2		3	1			3		2	27	16	19	16	6	2	39	13	39	10	23	3
高知県			1				1		1	1	29	20	20	22	1		33	5	32	7	14	1
高知県			2	2	2		6	2	1	6	108	75	51	72	23	6	129	32	93	54	57	4
広島県			1							1	27	12	7	4	6	2	29	2	29	13	4	
山口県			1				1				54	24	38	23	10	3	56	5	50	6	37	2
徳島県			1							1	24	12	19	8	2		26	3	15	4	15	
香川県			6	1	1						31	18	16	14	9		39	12	33	9	21	2
愛媛県			2				2			1	137	97	52	43	9		142	33	116	5	127	4
高知県		1				1			2	2	33	21	22	19	2	1	37	2	31	3	22	1
福岡県		7	9	5	6	2	6	6	2	6	186	88	89	133	47	11	235	50	198	63	146	4
佐賀県		1		1	1	1	1	2		2	33	25	17	27	4	1	42	6	40	13	29	2
長崎県	1	4	5	6	9	2	5	3		14	403	161	162	304	22	13	438	41	167	15	121	13
熊本県	1		5	4	1	1	1	1		1	61	27	37	33	6	4	79	19	54	11	40	2
大分県			3	10	13	4	3	4		11	334	203	108	227	3	1	382	17	203	10	87	4
宮崎県		1	3	3	8		8	1	2	2	61	32	47	11	15	5	92	11	92	10	55	5
鹿児島県		2	10	3	3	1	1	3		2	57	7	31	58	14		82	30	76	7	58	7
沖縄県			3	3	13	7	5	2		7	113	29	66	83	8	5	153	33	41	7	67	2
札幌市			1	2	1	2				2	15	11	12	8	5	2	23	4	22	7	18	1
仙台市			1				2			3	57	27	50	16	2	2	63	10	45	8	43	1
さいたま市		1			2						3	4	2	4			6	3	6	5	6	
千葉市			2				1				9		6	7	3		12	3	10	4	11	
川崎市											3	3	1				3	1	3	1		
横浜市	1	1	1	1		1	1	2		3	13	2	9	6	5	6	24	7	24	16	24	
相模原市											1						1					
新潟市											8	1	1	6	2		8	1	2	2	2	
静岡市			2								21	13	16	9	2		23		23	2	12	
浜松市											4	2	3	1	1		4		3		2	
名古屋市				1							29	2	21	6	1		30	30	30	30	30	
京都市		1	1		1	1	1	2		1	46	6	4	42	2	4	54	14	13	5	5	
大阪市	4	2	8	2	10	3	3	2		7	284	15	80	219	29	9	325	40	91	20	65	8
堺市											6	2	1	1	2		6		3	1		
神戸市	1		4	2			2	2		6	61	8	35	48	7	4	77	21	33	5	45	3
岡山市											24	12	10	13	5	2	24	4	19	8	12	2
広島市										1	13	3	6	4		1	14	6	14	9	11	
北九州市		1	2	2				2		2	26	17	4	21	8	1	34	17				
福岡市	1		1		1					2	9	6	7	9			8	10				
熊本市			1	1			2	1		4	28	14	21	5	7		37	11	27	5	25	1
合計	37	47	174	90	116	69	94	74	8	178	4,528	2,258	2,054	2,697	607	138	5,391	935	3,849	960	2,205	110

県市名	①発生学校数 (再掲)	②発生件数 (再掲)	懲戒区分の種類				小計	訓告等	諭旨免職	合計	処分等検討中
			免職	停職	減給	戒告					
北海道	81	90			9	4	13	(1)		13 (1)	77
青森県	72	110			2	3	5	8 (3)		13 (3)	97
岩手県	41	64						29 (15)		29 (15)	35
宮城県	48	79			2	2	4	65 (24)		69 (24)	10
秋田県	21	22			3	(1)	3 (1)	19 (13)		22 (14)	
山形県	73	115									115
福島県	35	43			1	2	3	12		15	28
茨城県	88	122						10 (10)		10 (10)	112
栃木県	82	116			3	1	4	12 (4)		16 (4)	100
群馬県	124	139				1	1	158 (125)		159 (125)	
埼玉県	56	62		1	2	1	4	56 (28)		60 (28)	2
千葉県	69	79		1	1	3 (1)	5 (1)	19 (21)		24 (22)	55
東京都	123	155			3		3	33 (6)		36 (6)	119
神奈川県	93	117		1	1	1 (2)	3 (2)	16 (16)		19 (18)	98
新潟県	19	20				1	1	1		2	18
富山県	35	50						1		1	49
石川県	29	37			1	3	4	28 (9)		32 (9)	5
福井県	10	14				3	3	11 (8)		14 (8)	
山梨県	35	38				2	2	20 (22)		22 (22)	16
長野県	39	52		2	6 (4)	1 (1)	9 (5)	5 (6)		14 (11)	38
岐阜県	53	66			1		1	65 (43)		66 (43)	
静岡県	99	146			1		1	91 (14)		92 (14)	54
愛知県	112	154		1	(1)	5	6 (1)	148 (49)		154 (50)	
三重県	133	207						176 (41)		176 (41)	31
滋賀県	25	34				1	1	32 (2)		33 (2)	1
京都府	31	40			1	7	8	32 (25)		40 (25)	
大阪府	60	103		5	14 (2)	6	25 (2)	73 (25)		98 (27)	5
兵庫県	96	123			4	2	6	14 (1)		20 (1)	103
奈良県	30	39		1	4	(1)	5 (1)	33 (12)	1	39 (13)	
和歌山県	78	128			1 (1)		1 (1)	127 (59)		128 (60)	
鳥取県	34	39			1	1	2	30 (8)		32 (8)	7
島根県	27	33						27 (7)		27 (7)	6
岡山県	81	129				2	2	3 (2)		5 (2)	124
広島県	28	29				2	2	17 (1)		19 (1)	10
山口県	46	56						3		3	53
徳島県	23	26		1		3 (1)	4 (1)	22 (5)		26 (6)	
香川県	33	39			2	1 (1)	3 (1)	7 (3)		10 (4)	29
愛媛県	83	142						142 (124)		142 (124)	
高知県	28	37			1	1	2	33 (23)		35 (23)	2
福岡県	154	235			2		2	94 (50)		96 (50)	139
佐賀県	30	42						31 (18)		31 (18)	11
長崎県	187	452			1	(1)	1 (1)	433 (20)		434 (21)	18
熊本県	52	79			1	1	2	16 (13)		18 (13)	61
大分県	185	382						14 (17)		14 (17)	368
宮崎県	63	92	1			2 (1)	3 (1)	18 (20)		21 (21)	71
鹿児島県	58	82			2	2	4	76 (33)		80 (33)	2
沖縄県	84	153						153 (116)		153 (116)	
札幌市	23	23						1		1	22
仙台市	43	63						3		3	60
さいたま市	6	6			1	1	2	4 (6)		6 (6)	
千葉市	12	12						6		6	6
川崎市	3	3						1		1	2
横浜市	21	24						12 (12)		12 (12)	12
相模原市	1	1									1
新潟市	4	8						8 (8)		8 (8)	
静岡市	21	23						1		1	22
浜松市	4	4						4 (4)		4 (4)	
名古屋市	26	30						30 (9)		30 (9)	
京都市	35	54				1	1	18		19	35
大阪市	187	325	1	2	2	1	6	37		43	282
堺市	5	6						1		1	5
神戸市	48	78	1		2	(1)	3 (1)	(1)		3 (2)	75
岡山市	19	24						24		24	
広島市	9	14			1		1	3		4	10
北九州市	28	35						13 (1)		13 (1)	22
福岡市	11	14				1	1	6 (5)		7 (5)	7
熊本市	31	37						4 (4)		4 (4)	33
合計	3,603	5,415	3	15	76 (8)	68 (11)	162 (19)	2,589 (1,092)	1	2,752 (1,111)	2,663

注1 ( )内は監督者責任で外数

## 8. 平成24年度における体罰の状況(国立)

## ①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	8校	74校	10.81%
中学校	7校	73校	9.59%
高等学校	1校	15校	6.67%
中等教育学校	0校	4校	0.00%
特別支援学校	1校	45校	2.22%
合計	17校	211校	8.06%

## ②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	11件	1,848人	0.60%
中学校	7件	1,629人	0.43%
高等学校	1件	589人	0.17%
中等教育学校	0件	187人	0.00%
特別支援学校	1件	1,532人	0.07%
合計	20件	5,785人	0.35%

## ③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	12人	43,257人	0.03%
中学校	6人	31,580人	0.02%
高等学校	6人	8,615人	0.07%
中等教育学校	0人	2,859人	0.00%
特別支援学校	1人	3,056人	0.03%
合計	25人	89,367人	0.03%

④体罰時の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

【国立】

区 分		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
(1)場面	授業中	5 ( 45.5% )	2 ( 28.6% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	8 ( 40.0% )
	放課後	1 ( 9.1% )	3 ( 42.9% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	4 ( 20.0% )
	休み時間	3 ( 27.3% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	4 ( 20.0% )
	部活動	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 5.0% )
	学校行事	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
	ホームルーム	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
	その他	2 ( 18.2% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	3 ( 15.0% )
(2)場所	教室	3 ( 27.3% )	4 ( 57.1% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	8 ( 40.0% )
	職員室	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
	運動場・体育館	3 ( 27.3% )	1 ( 14.3% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	5 ( 25.0% )
	生徒指導室	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
	廊下・階段	4 ( 36.4% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	5 ( 25.0% )
	その他	1 ( 9.1% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	2 ( 10.0% )

⑤体罰の態様 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
素手で殴る	6 ( 54.5% )	3 ( 42.9% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	10 ( 50.0% )
棒などで殴る	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
蹴る	0 ( 0.0% )	2 ( 28.6% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	2 ( 10.0% )
投げる・転倒させる	0 ( 0.0% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 5.0% )
殴る及び蹴る等	1 ( 9.1% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 5.0% )
その他	4 ( 36.4% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	6 ( 30.0% )

⑥被害の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
骨折・捻挫など	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
鼓膜損傷	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
外傷	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
打撲	1 ( 9.1% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 5.0% )
鼻血	0 ( 0.0% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 5.0% )
髪を切られる	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )
その他	1 ( 9.1% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 5.0% )
傷害なし	9 ( 81.8% )	6 ( 85.7% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	17 ( 85.0% )

⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可)

注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
児童生徒の訴え	4 ( 36.4% )	4 ( 57.1% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	9 ( 45.0% )
保護者の訴え	4 ( 36.4% )	3 ( 42.9% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	8 ( 40.0% )
教員の申告	5 ( 45.5% )	2 ( 28.6% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	7 ( 35.0% )
第三者の通報	2 ( 18.2% )	1 ( 14.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	3 ( 15.0% )
その他	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )

⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可)

注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
当事者教員	11 ( 100.0% )	7 ( 100.0% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	20 ( 100.0% )
その他教員	3 ( 27.3% )	2 ( 28.6% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	6 ( 30.0% )
被害児童生徒	4 ( 36.4% )	4 ( 57.1% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	10 ( 50.0% )
その他児童生徒	4 ( 36.4% )	3 ( 42.9% )	1 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	8 ( 40.0% )
保護者	2 ( 18.2% )	5 ( 71.4% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	8 ( 40.0% )
その他	2 ( 18.2% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	2 ( 10.0% )

## 9. 平成24年度における体罰の状況(私立)

## ①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	18校	220校	8.18%
中学校	117校	766校	15.27%
高等学校	384校	1,319校	29.11%
中等教育学校	3校	17校	17.65%
特別支援学校	0校	14校	0.00%
合計	522校	2,336校	22.35%

## ②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	30件	4,705人	0.64%
中学校	246件	14,985人	1.64%
高等学校	974件	60,185人	1.62%
中等教育学校	9件	681人	1.32%
特別支援学校	0件	323人	0.00%
合計	1,259件	80,879人	1.56%

## ③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	40人	78,641人	0.05%
中学校	398人	251,324人	0.16%
高等学校	1,734人	1,018,892人	0.17%
中等教育学校	9人	8,137人	0.11%
特別支援学校	0人	779人	0.00%
合計	2,181人	1,357,773人	0.16%

## ④体罰時の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	
(1)場面	授業中	13 ( 43.3% )	91 ( 37.0% )	211 ( 21.7% )	2 ( 22.2% )	0 ( 0.0% )	317 ( 25.2% )
	放課後	2 ( 6.7% )	27 ( 11.0% )	126 ( 12.9% )	1 ( 11.1% )	0 ( 0.0% )	156 ( 12.4% )
	休み時間	8 ( 26.7% )	40 ( 16.3% )	93 ( 9.5% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	141 ( 11.2% )
	部活動	0 ( 0.0% )	50 ( 20.3% )	371 ( 38.1% )	1 ( 11.1% )	0 ( 0.0% )	422 ( 33.5% )
	学校行事	2 ( 6.7% )	8 ( 3.3% )	61 ( 6.3% )	4 ( 44.4% )	0 ( 0.0% )	75 ( 6.0% )
	ホームルーム	3 ( 10.0% )	8 ( 3.3% )	34 ( 3.5% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	45 ( 3.6% )
	その他	2 ( 6.7% )	22 ( 8.9% )	78 ( 8.0% )	1 ( 11.1% )	0 ( 0.0% )	103 ( 8.2% )
(2)場所	教室	16 ( 53.3% )	103 ( 41.9% )	240 ( 24.6% )	3 ( 33.3% )	0 ( 0.0% )	362 ( 28.8% )
	職員室	0 ( 0.0% )	10 ( 4.1% )	42 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	52 ( 4.1% )
	運動場・体育館	3 ( 10.0% )	60 ( 24.4% )	397 ( 40.8% )	2 ( 22.2% )	0 ( 0.0% )	462 ( 36.7% )
	生徒指導室	0 ( 0.0% )	5 ( 2.0% )	26 ( 2.7% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	31 ( 2.5% )
	廊下・階段	5 ( 16.7% )	32 ( 13.0% )	88 ( 9.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	125 ( 9.9% )
	その他	6 ( 20.0% )	36 ( 14.6% )	181 ( 18.6% )	4 ( 44.4% )	0 ( 0.0% )	227 ( 18.0% )

## ⑤体罰の態様 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
素手で殴る	17 ( 56.7% )	158 ( 64.2% )	682 ( 70.0% )	9 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	866 ( 68.8% )
棒などで殴る	3 ( 10.0% )	12 ( 4.9% )	36 ( 3.7% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	51 ( 4.1% )
蹴る	0 ( 0.0% )	20 ( 8.1% )	73 ( 7.5% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	93 ( 7.4% )
投げる・転倒させる	1 ( 3.3% )	2 ( 0.8% )	20 ( 2.1% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	23 ( 1.8% )
殴る及び蹴る等	0 ( 0.0% )	6 ( 2.4% )	37 ( 3.8% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	43 ( 3.4% )
その他	9 ( 30.0% )	48 ( 19.5% )	126 ( 12.9% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	183 ( 14.5% )

## ⑥被害の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
骨折・捻挫など	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	3 ( 0.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	3 ( 0.2% )
鼓膜損傷	0 ( 0.0% )	1 ( 0.4% )	17 ( 1.7% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	18 ( 1.4% )
外傷	0 ( 0.0% )	8 ( 3.3% )	21 ( 2.2% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	29 ( 2.3% )
打撲	5 ( 16.7% )	23 ( 9.3% )	79 ( 8.1% )	1 ( 11.1% )	0 ( 0.0% )	108 ( 8.6% )
鼻血	1 ( 3.3% )	2 ( 0.8% )	15 ( 1.5% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	18 ( 1.4% )
髪を切られる	0 ( 0.0% )	2 ( 0.8% )	3 ( 0.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	5 ( 0.4% )
その他	2 ( 6.7% )	7 ( 2.8% )	32 ( 3.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	41 ( 3.3% )
傷害なし	22 ( 73.3% )	203 ( 82.5% )	804 ( 82.5% )	8 ( 88.9% )	0 ( 0.0% )	1,037 ( 82.4% )

## ⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
児童生徒の訴え	10 ( 33.3% )	115 ( 46.7% )	287 ( 29.5% )	8 ( 88.9% )	0 ( 0.0% )	420 ( 33.4% )
保護者の訴え	14 ( 46.7% )	63 ( 25.6% )	200 ( 20.5% )	6 ( 66.7% )	0 ( 0.0% )	283 ( 22.5% )
教員の申告	9 ( 30.0% )	118 ( 48.0% )	553 ( 56.8% )	6 ( 66.7% )	0 ( 0.0% )	686 ( 54.5% )
第三者の通報	2 ( 6.7% )	24 ( 9.8% )	85 ( 8.7% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	111 ( 8.8% )
その他	1 ( 3.3% )	20 ( 8.1% )	59 ( 6.1% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	80 ( 6.4% )

## ⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可) 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
当事者教員	25 ( 83.3% )	217 ( 88.2% )	918 ( 94.3% )	9 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	1,169 ( 92.9% )
その他教員	2 ( 6.7% )	36 ( 14.6% )	139 ( 14.3% )	2 ( 22.2% )	0 ( 0.0% )	179 ( 14.2% )
被害児童生徒	16 ( 53.3% )	141 ( 57.3% )	525 ( 53.9% )	8 ( 88.9% )	0 ( 0.0% )	690 ( 54.8% )
その他児童生徒	3 ( 10.0% )	39 ( 15.9% )	136 ( 14.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	178 ( 14.1% )
保護者	14 ( 46.7% )	65 ( 26.4% )	223 ( 22.9% )	2 ( 22.2% )	0 ( 0.0% )	304 ( 24.1% )
その他	1 ( 3.3% )	5 ( 2.0% )	18 ( 1.8% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	24 ( 1.9% )

体罰の発生率(分母を兼務教員(非常勤講師等)を含めた「教員数」とした場合)

○国公立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	1,559件	449,505人	0.35%
中学校	2,805件	292,368人	0.96%
高等学校	2,272件	320,450人	0.71%
中等教育学校	11件	2,955人	0.37%
特別支援学校	47件	87,204人	0.05%
高等専門学校	27件	6,500人	0.42%
合計	6,721件	1,158,982人	0.58%

○公立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	1,518件	441,039人	0.34%
中学校	2,552件	259,711人	0.98%
高等学校	1,297件	225,020人	0.58%
中等教育学校	2件	1,760人	0.11%
特別支援学校	46件	85,040人	0.05%
合計	5,415件	1,012,570人	0.53%

○国立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	11件	2,401人	0.46%
中学校	7件	2,454人	0.29%
高等学校	1件	962人	0.10%
中等教育学校	0件	286人	0.00%
特別支援学校	1件	1,795人	0.06%
合計	20件	7,898人	0.25%

○私立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	30件	6,065人	0.49%
中学校	246件	30,203人	0.81%
高等学校	974件	94,468人	1.03%
中等教育学校	9件	909人	0.99%
特別支援学校	0件	369人	0.00%
合計	1,259件	132,014人	0.95%

【別紙様式】

年 月 日

茨城県総務部総務課長 殿

学校名  
 学校長名

体罰事案の発生について（報告）

上記のことについて、下記のとおり報告いたします。

記

被害生徒について	学年・組		氏名	
加害教職員等について	役 職		氏名	
事案認識日			事案認識のきっかけ	
実態把握の方法				
体罰の態様（体罰発生 の経過等を含め 詳細に記載）				
学 校 の 対 応	被害生徒の 保護			
	加害教職員 等の処分			
	再発防止に 向けた取組			
その他				